

全国厚生労働関係部局長会議 年金局 説明資料

**令和2年1月17日
厚生労働省年金局**

目次

I 制度部門

- | | | |
|---------------|-------|---|
| 1. 年金制度の概況 | | 3 |
| 2. 年金制度改正について | | 7 |

II 事業部門

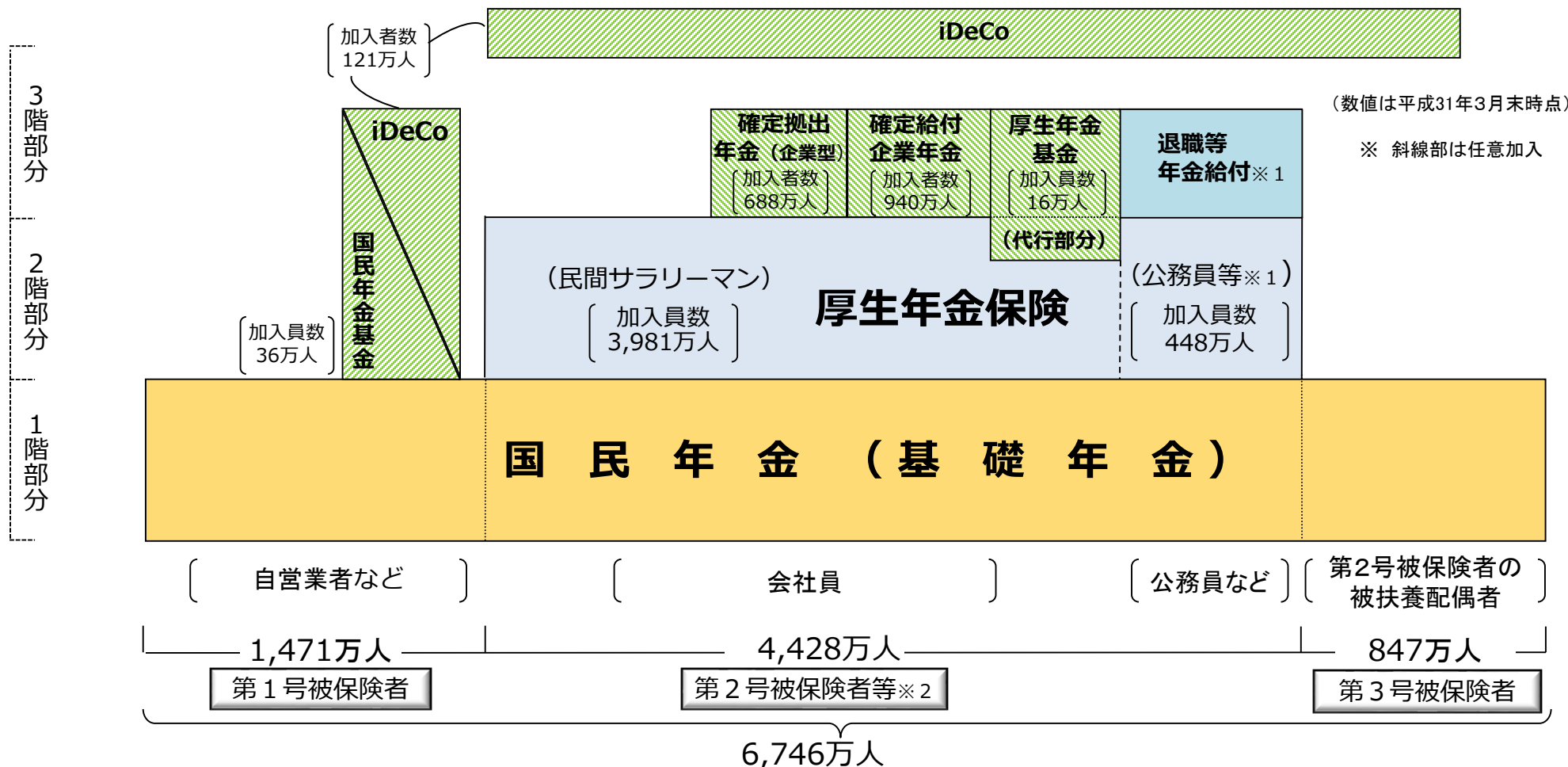
- | | | |
|-------------------------|-------|----|
| 1. 国民年金保険料の収納対策について | | 31 |
| 2. 国内居住要件導入に係る事務の変更について | | 34 |
| 3. 年金生活者支援給付金について | | 37 |
| 4. 国民年金事務費交付金について | | 44 |
| 5. 公的年金の離婚分割の周知について | | 51 |
| 6. 年金受給者の居所登録について | | 54 |
| 7. 20歳の職権適用に係る事務の変更について | | 58 |
| 8. 公的年金分野でのマイナンバー利用について | | 60 |

I 制度部門

1. 年金制度の概況

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

公的年金の規模と役割

国 民

○公的年金加入者数（平成30年度末） 6,746万人

第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者



1,471万人



4,428万人



847万人

○ 受給権者数（平成30年度末） 4,067万人

・老齢基礎年金（平成29年度末）
平均額：月5.6万円

・老齢厚生年金
1人あたり平均額：月14.9万円
（基礎年金を含む）



保 険 料

38.9兆円（令和元年度予算ベース）

国民年金保険料：16,410円（H31.4～）

厚生年金保険料率：18.3%（H29.9～）（労使折半）

Ex）標準報酬月額が34万円であれば、31,110円
（＝34万円×18.3%×1/2）を、本人が月々負担。

※数値は民間被用者（第1号厚生年金被保険者）のもの

年 金 給 付

55.1兆円（令和元年度予算ベース）

参考）国の一般歳出
59.9兆円（令和元年度予算）

年 金 制 度

国民年金
厚生年金

年金積立金資産額
（国民年金、厚生年金）
（平成30年度末）
166.5兆円（時価ベース）

国 等

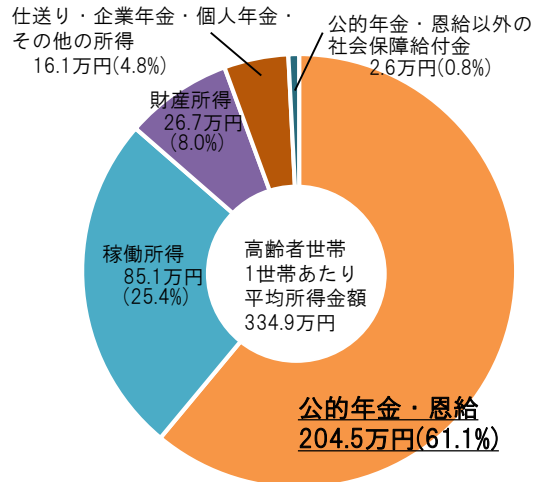
年金への
国庫負担

13.0兆円
〔令和元年度
予算ベース〕

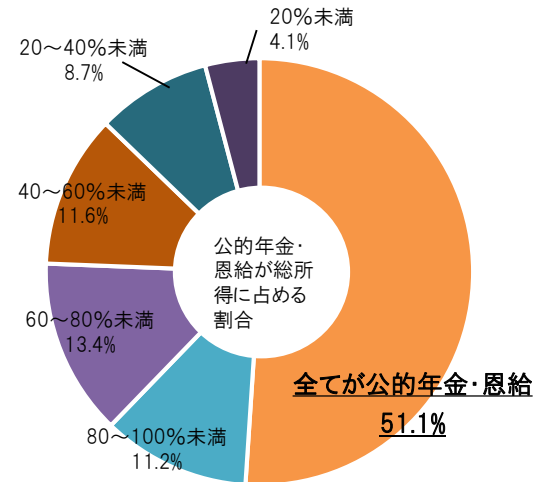
※ 保険料額・年金給付額・国庫負担額（平成30年度予算ベース）
については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

年 金 の 役 割

年金は高齢者世帯の収入の約6割



5割を超える高齢者世帯が年金収入だけで生活



（注）両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

（資料）平成30年国民生活基礎調査（厚生労働省）

公的年金制度とライフコース



働き方・暮らし方に応じて加入

国民年金
(第1号被保険者)
〔 自営業者・大学生等 〕



(20歳から)

保険料が払えない時は免除制度あり

毎月16,410円(定額)
を負担

(原則60歳まで)

※ 令和元年度

厚生年金
(第2号被保険者)
〔 会社員・公務員等 〕



(就職から)

転職、暮らしの変化等

月給の18.3% 負担
(半分は会社が負担)

(退職まで)

※ 平成29年9月～

国民年金
(第3号被保険者)
〔 専業主婦等 〕



(20歳から)

負担なし(第2号
被保険者全体で負担)

(60歳まで)



(65歳から)

月約6.5万円(満額)
(基礎年金)

(亡くなるまで)



(65歳から)

月約15.4万円(平均)
(基礎年金+厚生年金)

(亡くなるまで)

厚生年金
(所得比例)



(65歳から)

月約6.5万円(満額)
(基礎年金)

(亡くなるまで)

基礎年金(定額)

基礎年金(定額)

基礎年金(定額)

【現役時代】
保険料を負担

【引退後】
年金を受給

2. 年金制度改革について

※令和元年12月25日 社会保障審議会 年金部会
社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料より抜粋

2019(令和元)年財政検証結果を踏まえた年金制度改革について

今後の社会経済の構造的な変化

○ より多くの人が、これまでよりも長く多様な形で働く社会

＜労働力需給の推計＞※労働参加進展シナリオの就業率(2017年→2040年の変化)

- ・男性 65～69歳: 54.8% → 70.1% 70～74歳: 34.2% → 48.1% 75歳以上: 14.1% → 17.5%
- ・女性 20～64歳: 71.7% → 83.7%

○ 高齢期が長期化する社会

＜日本の将来推計人口＞ ※人口中位推計

- ・65歳平均余命(2017年→2065年の変化): 男性: 19.6歳 → 22.6歳 女性: 24.4歳 → 27.9歳
- ・65歳を迎えた人が特定年齢に達する確率(1950年生まれ→1990年生まれ)
90歳 男性: 35% → 44% 女性: 60% → 69%
100歳 男性: 4% → 6% 女性: 14% → 20%

2019(令和元)年財政検証結果

- 経済成長と労働参加が進むケース(ケースⅠ～Ⅲ)では、マクロ経済スライド終了時に**所得代替率は50%以上を維持**することが確認された。

ケースⅠ: 51.9%(2046年度) ケースⅡ: 51.6%(2046年度) ケースⅢ: 50.8%(2047年度)※年度は調整終了時期

- さらに一定の制度改革を仮定した試算(オプション試算)では、
A 被用者保険の更なる適用拡大
B 保険料の拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢の拡大
の、いずれの場合も、**年金の給付水準を確保する上でプラス**であることが確認された。

年金制度改革の基本的な考え方

より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実

年金制度改革の主な内容

①多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の適用拡大

- ・短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の**企業規模要件を段階的に引き下げる**。(現行500人超→100人超→50人超)
- ・弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う**士業を個人事業所の場合の適用業種に追加**する。

②就労期間の延伸による年金の確保・充実

- ・60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)について、**現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ47万円の基準に合わせる**。
- ・65歳以上について、在職中から、年金額の改定を毎年行い、早期に年金額を増額させる仕組み(**在職定時改定**)を導入する。
- ・現在60歳から70歳の間となっている**年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大**する。

③企業年金・個人年金制度の見直し

- ・**確定拠出年金(企業型DC、個人型DC(iDeCo))の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期等の選択肢を拡大**する。
- ・確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

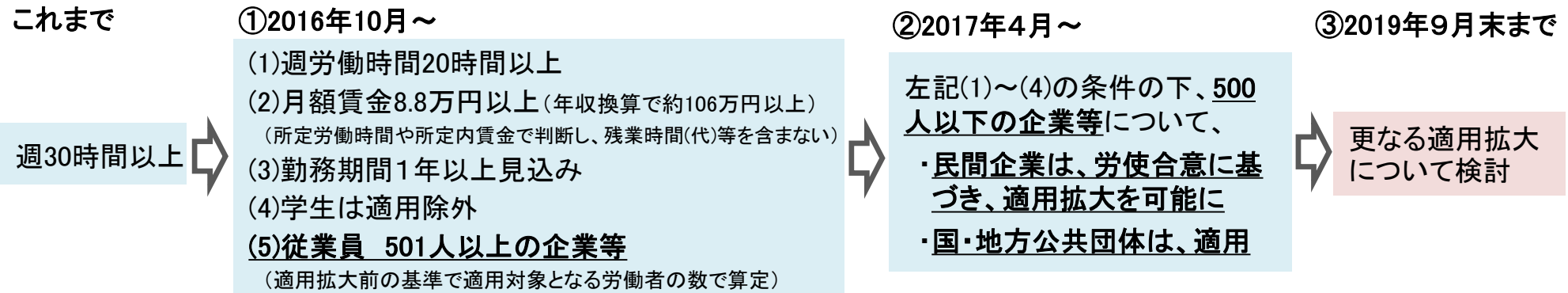
④その他

2か月以上の雇用が見込まれる者の被用者保険の早期加入措置／「未婚のひとり親」「寡夫」の国民年金保険料申請全額免除基準等への追加／脱退一時金の支給上限年数の引上げ(3年→5年)／年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し等／国民年金手帳から基礎年金番号通知書(仮称)への切替え／厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備／年金担保貸付事業の廃止 等

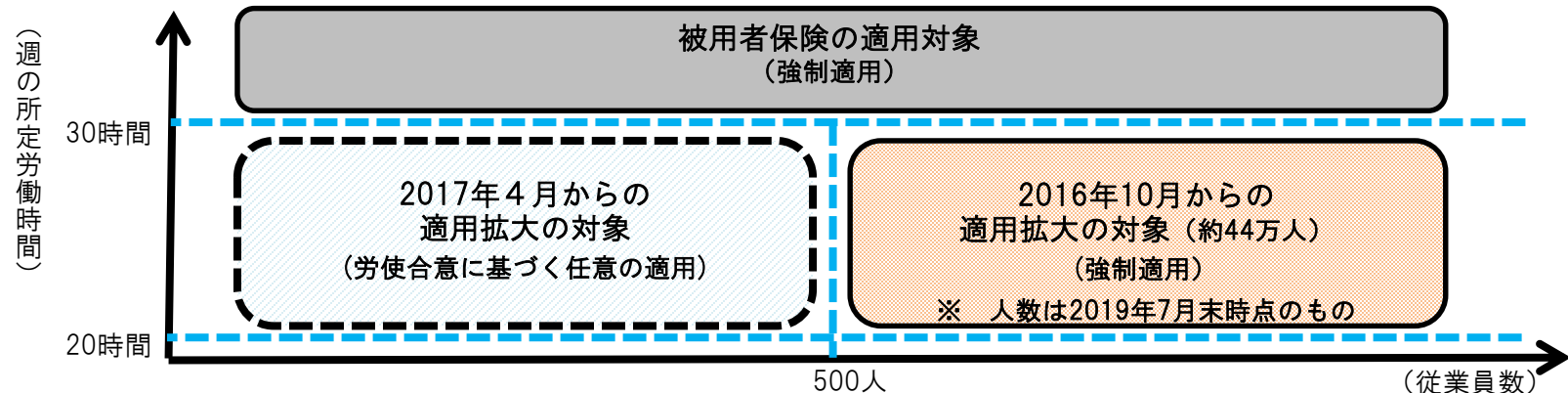
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（2016年10月～）501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ②（2017年4月～）500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）
- ③（2019年9月末までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。



＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞



被用者保険の適用拡大を進めるにあたっての基本的な考え方

1. 被用者にふさわしい保障の実現

- 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支えあいの仕組みである厚生年金による保障（報酬比例の上乗せ給付）や健康保険による保障（病気や出産に対する傷病手当金や出産手当金の支給）が確保される。
- 保険料についても、被用者保険では労使折半の負担となる。

2. 働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築

- 労働者の働き方や企業による雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いによって選択を歪められたり、不公平を生じたりすることがないようにする。
- 適用拡大などを通じて働き方に中立的な制度が実現すれば、働きたい人の能力発揮の機会や企業運営に必要な労働力が確保されやすくなることが期待できる。

3. 社会保障の機能強化

- 適用拡大によって厚生年金の適用対象となった者は、定額の基礎年金に加え、報酬比例給付による保障を受けられるようになる。
- 適用拡大はどのような働き方であっても共通に保障される給付である基礎年金の水準の確保につながり、これによる年金制度における所得再分配機能の維持にも資する。

（2014年（平成26年）及び2019年（令和元年）の財政検証のオプション試算においては、適用拡大の具体的内容に関して複数の仮定を置いた上で、上述の基礎年金水準の確保の効果が具体的に示された。）

被用者保険の適用拡大に係る見直し案①

【1】 短時間労働者への適用拡大

(1) 企業規模要件 ⇒ 今回の改正では、50人超規模の企業まで適用するスケジュールを明記する。具体的には、2024年10月に50人超規模の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、2022年10月に100人超規模の企業までは適用する。

(参考)見直しによって見込まれる影響(機械的推計)

	50人超	100人超	要件撤廃
■ 新たに適用となる人数	65万人 (要件撤廃時の1/2程度)	45万人 (要件撤廃時の1/3程度)	125万人
■ 所得代替率への効果 (注1) (各段階の企業規模を仮に長期存置した場合)	およそ0.3%増	およそ0.2%増	およそ0.5%増
■ 国費への効果 (医療・介護分のみ(注2))	430億円減	310億円減	800億円減
■ 事業主負担増 (注3)	1,590億円増	1,130億円増	3,160億円増

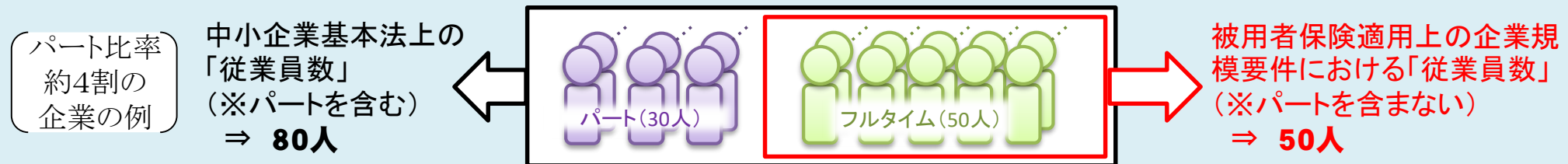
(注1) 所得代替率への効果は、2019年財政検証のケースⅢをもとに機械的に計算。

(注2) 国費への効果については、長期的に見れば、適用拡大による基礎年金水準向上に伴う国庫負担増を考慮する必要があることに留意(たとえば2019年財政検証のケースⅢで機械的に計算すると、給付水準調整終了後の2047年度(約28年後)で50人超の場合は約1,100億円、要件撤廃の場合は2,100億円(2019年度価格)の国庫負担増となる)。

(注3) 事業主負担増は、厚生年金保険料・健康保険料・介護保険料の負担を加味。

(注4) 上記の推計は、今後の短時間労働者の増減や賃金動向によっては変わりうるもの。

【補足①】 企業規模要件の「従業員数」は、週労働時間が通常の労働者の3/4以上の者を指し、それ未満のパート労働者を含まない



【補足②】 月ごとに従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で基準を上回ったら適用対象となる

(※) 一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回っても引き続き適用。ただし被保険者の3/4の同意で対象外となることができる

【補足③】 従業員数のカウントは、法人なら同一の法人番号を有する全事業所単位、個人事業主なら個々の事業所単位で行う

被用者保険の適用拡大に係る見直し案②

(2) 労働時間要件(週20時間) ⇒ まずは週20時間以上労働者への適用を優先するため、現状維持とする

【補足】 週20時間の判定は、基本的に契約上の所定労働時間によって行うため、臨時に生じた残業等を含まない

(※) 現行の運用では、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続く見込まれる場合には、3か月目から保険加入。

(3) 賃金要件(月8.8万円) ⇒ 最低賃金の水準との関係も踏まえて、現状維持とする

【補足】 月8.8万円の判定は、基本給及び諸手当によって行う。ただし、残業代・賞与・臨時的な賃金等を含まない

(※) 判定基準に含まれないものの例:

- 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- 最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

(4) 勤務期間要件(1年以上) ⇒ 実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の2か月超の要件を適用する

【補足】 現行制度の運用上、実際の勤務期間にかかわらず、基本的に下記のいずれかに当てはまれば1年以上見込みと扱う

- ・ 就業規則、雇用契約書等その他書面において契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていること
- ・ 同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により1年以上雇用された実績があること

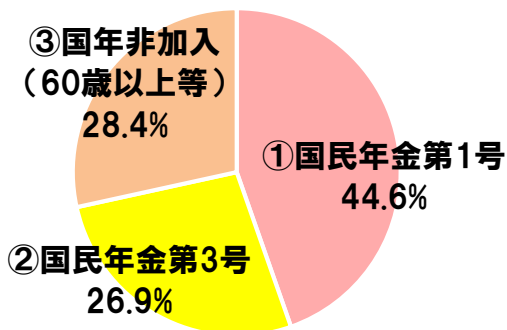
⇒ 適用除外となるのは、契約期間が1年未満で、書面上更新可能性を示す記載がなく、更新の前例もない場合に限られている

(5) 学生除外要件 ⇒ 本格的就労の準備期間としての学生の位置づけ等も考慮し、現状維持とする

【2】 非適用業種(法定16業種以外の個人事業所は非適用)の見直し

非適用業種 ⇒ 弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業については、他の業種と比べても法人割合が著しく低いこと、社会保険の事務能力等の面からの支障はないと考えられることなどから、適用業種に追加

週20-30時間・月収8.8万円以上のパート労働者の被保険者区分



個人の受益と負担

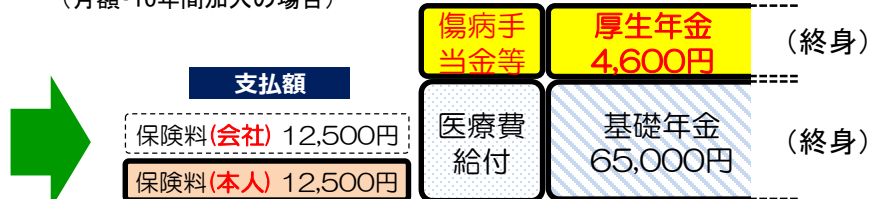
※ 月収8.8万円(年収106万円)の場合

	厚生年金保険料	健康保険料	増える報酬比例部分の年金額(目安)	医療保険給付
20年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 9,000円/年額108,600円 × 終身	医療費給付 + 傷病手当金 出産手当金
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 4,600円/年額54,700円 × 終身	
1年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 500円/年額5,400円 × 終身	

① 単身者、自営業者の配偶者など (国民年金第1号被保険者、国民健康保険加入者)



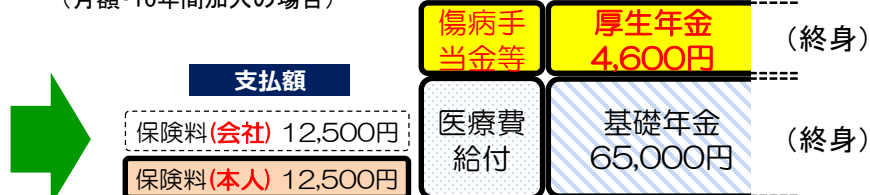
厚生年金・健康保険被保険者
(月額・10年間加入の場合)



② サラリーマン家庭の主婦など (国民年金第3号被保険者、健康保険被扶養者)



厚生年金・健康保険被保険者
(月額・10年間加入の場合)

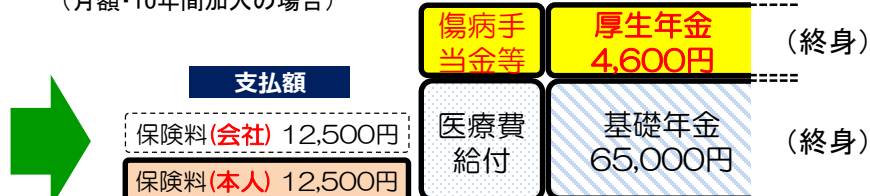


③ 高齢者(60歳以上)等 (国民年金非加入者、国民健康保険加入者)

※ 国民年金非加入者には、60歳以上の者のほか、20歳未満の者等も含まれる



厚生年金・健康保険被保険者
(月額・10年間加入の場合)

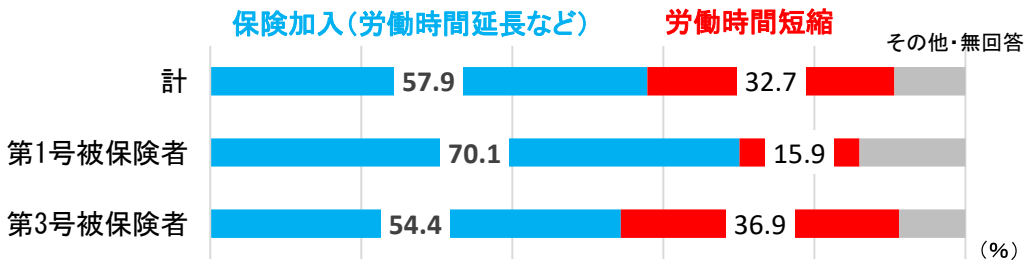


※ 図は報酬比例部分の年金額が増える分を示しているが、厚生年金の加入期間が480月(40年)に満たない者の場合は、更に経過的加算(基礎年金増に相当)が加算される。

適用拡大の労働者への影響について

- 前回の適用拡大の際には、就業調整した人より労働時間を延ばした人の方が多い。
- 実際に適用を受けた短時間労働者の収入は増加傾向。

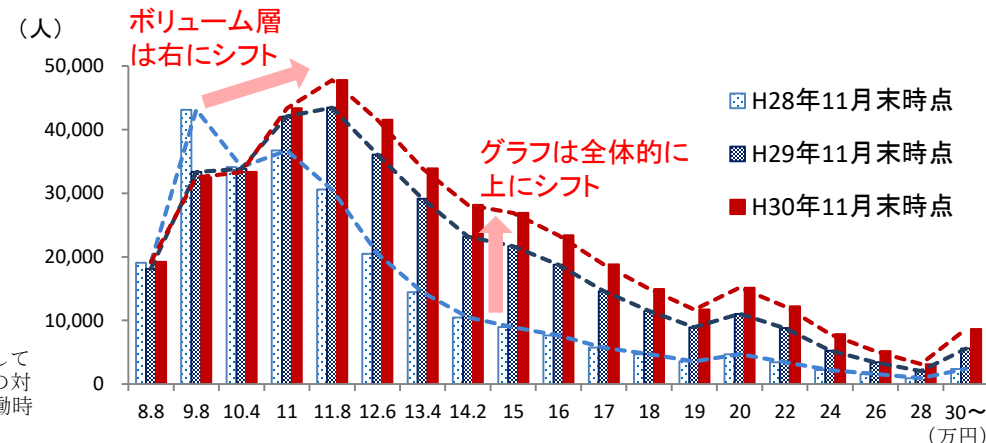
適用拡大に際して働き方を変えた者の具体的な変更内容



(注) 調査に回答した短時間労働者から元々厚生年金加入者だった者を除いた3,323人のうち、適用拡大に際して「働き方が変わった」と回答した15.8% (526人) の内訳の数値。なお、上記3,323人の中には、適用拡大の対象となった者のほか、義務的適用拡大の対象でない企業（従業員500人以下の企業等）に勤務する者、労働時間や賃金などで適用要件をそもそも満たしていない者も含まれる点に留意。

(出所) 労働政策研究・研修機構（JILPT）「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」（2018）

短時間被保険者の標準報酬月額別分布



(出所) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業月報（速報）」

- 社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効。

前回の適用拡大の対象企業における好事例

- ✓ 社会保険加入のメリットについてパンフレットを作成し説明。厚生年金に加入すると、退職後に年金としてどの程度受け取れるのか、計算できる簡易シミュレーターを使って個別に相談。手取り給与を減らさないためには、労働時間をどの程度増やせばいいか、マトリックスを使って説明し、労働時間を増やす方向に誘導することで、会社としての総労働時間減少を食い止めた。【小売業】
- ✓ 全国の人事担当者向けに会議にて制度の周知をはかった。対象者に対し、個別に文章と日本年金機構のリーフレットを配布し、制度の周知をはかった。社会保険加入を機に、1日の所定労働時間の延長を提案した。【運輸業】
- ✓ 加入要件を満たす可能性がある全ての短時間労働者と面談を行い、社会保険に加入するか、労働時間を短縮するなどして加入しないこととするか、その利点と不利益な点を含め、個別に説明することに時間を要した。結果として、短時間労働者が労働時間を短縮する等、労働時間の確保に対する影響は軽微であった。【飲食業】

(出所) 厚生労働省実施の企業アンケート（2019年2～3月）中、2016年10月からの適用拡大の対象企業（大企業）の回答より（※趣旨を変えずに文章を縮約している部分がある）

➡ 適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

個々の企業における追加的な保険料負担のイメージ

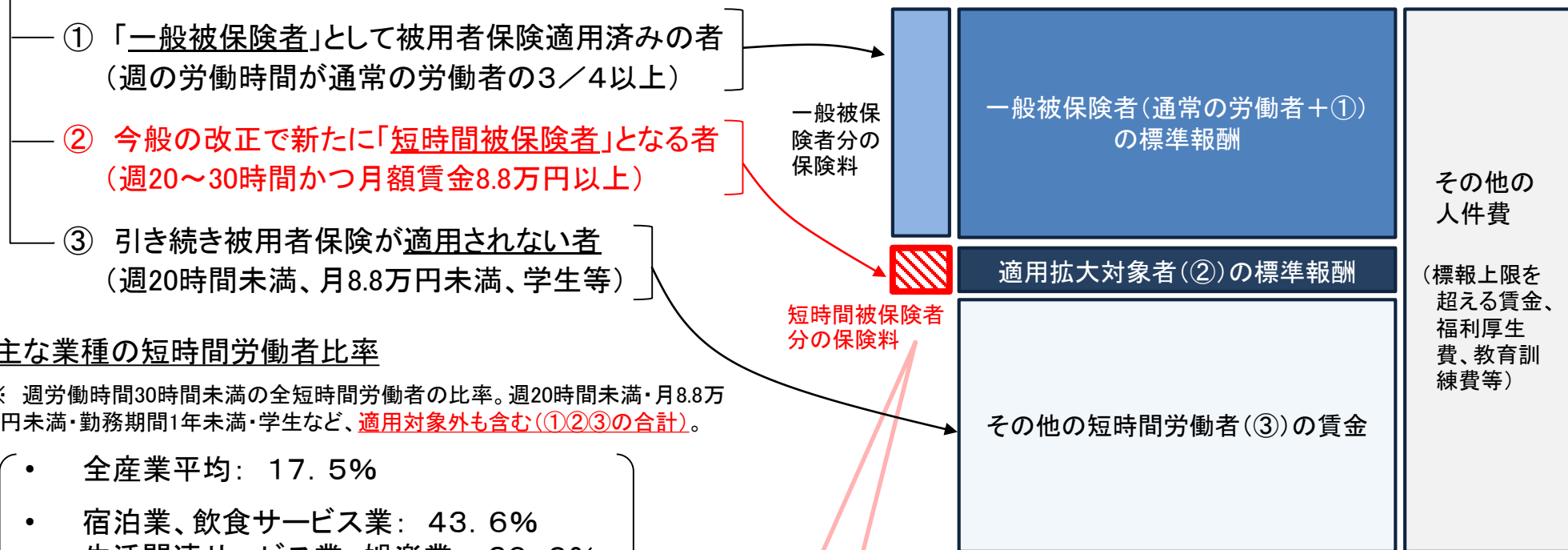
- 短時間被保険者に係る平均的な標準報酬額 **172.8万円／年**
- 厚生年金保険料率18.3% ⇒ 事業主負担分**9.15%**
- 健康保険料率10%(協会けんぽの平均料率) ⇒ 事業主負担分**5%**
(40～65歳の被保険者については、介護保険料率1.73%(協会けんぽの料率)
⇒ 事業主負担分**0.865%**)

短時間被保険者1人当たり
約24.5万円／年
(40～65歳の者の場合、
＋約1.5万円)

○ 企業で働く短時間労働者

- ① 「一般被保険者」として被用者保険適用済みの者
(週の労働時間が通常の労働者の3/4以上)
- ② **今般の改正で新たに「短時間被保険者」となる者**
(週20～30時間かつ月額賃金8.8万円以上)
- ③ 引き続き被用者保険が適用されない者
(週20時間未満、月8.8万円未満、学生等)

人件費に占める保険料負担増加分(イメージ)



○ 主な業種の短時間労働者比率

※ 週労働時間30時間未満の全短時間労働者の比率。週20時間未満・月8.8万円未満・勤務期間1年未満・学生など、**適用対象外も含む(①②③の合計)**。

- 全産業平均: 17.5%
- 宿泊業、飲食サービス業: 43.6%
- 生活関連サービス業、娯楽業: 30.9%
- 卸売業、小売業: 23.3%
- 医療・福祉: 20.6%

(出所)平成28年パートタイム労働者総合実態調査を特別集計

適用拡大によって事業主が
新たに負担する社会保険料

被用者保険の適用事業所について

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所（A）・・・**強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定16業種に該当する個人の事業所（B）・・・**強制適用**
- ・ 上記以外（C）・・・**強制適用外**（労使合意により任意に適用事業所となることは可能＝**任意包括適用**）

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定16業種(※)	強制適用事業所 (A)	(B)	
上記以外の業種(非適用業種) 例: 第一次産業(農林水産業等) 接客娯楽業(旅館、飲食店等) 法務業(弁護士、税理士等) 宗教業(寺院、神社等) サービス業(飲食店・理美容店)			(C) 任意包括適用

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業 | ⑨ 金融又は保険の事業 |
| ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 | ⑩ 物の保管又は賃貸の事業 |
| ③ 鉱物の採掘又は採取の事業 | ⑪ 媒介周旋の事業 |
| ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 | ⑫ 集金、案内又は広告の事業 |
| ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業 | ⑬ 教育、研究又は調査の事業 |
| ⑥ 貨物積みおろしの事業 | ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業 |
| ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業 | ⑮ 通信又は報道の事業 |
| ⑧ 物の販売又は配給の事業 | ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業 |

強制適用事業所 …… 約229万事業所

任意包括適用事業所 …… 約9万事業所

注：適用事業所数は、2019年7月現在

在職老齢年金制度の概要

- 就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。（保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される）
- 60歳台前半については、基本的には就労期間であるところ、**低賃金の在職者の生活を保障するために年金を支給**する仕組み。
- 65歳以降については、下記の2つの要請のバランスの中で、**高賃金の在職者の年金を支給停止**する仕組み。
 - 働いても不利にならないようにすべき
 - 現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている者は、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべき

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図（※）年金額は10万円と仮定
60～64歳	- 賃金＋年金（厚生年金の定額部分も含む）の合計額が28万円を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 - 賃金が47万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。 - 厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年（女性は2030年）以降、対象はいなくなる。	約67万人（※） 約4,800億円 （注）2019年度末の推計値 （※）対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。	賃金と年金月額の合計額 28万円 10万円 0 18万円 賃金（ボーナス込み月収）
65歳以上	<65～70歳> - 賃金＋年金（基礎年金は対象外）の合計額が現役世代の平均月収相当（47万円）を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 <70歳以上> 65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。	約41万人（※） 約4,100億円 （注）2018年度末 （※）対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。	賃金と年金月額の合計額 47万円 10万円 0 37万円 賃金（ボーナス込み月収）

* 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。

* 「47万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。なお、対象者数の時点である2018年度の基準額は「46万円」。

在職老齢年金制度の見直し

【見直し案】

○ 60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）について、

- ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
- ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
- ・ 制度を分かりやすくする

といった観点から、支給停止の基準額を28万円から、現行の高在老と同じ「47万円」に引き上げる。

※ 男性は2025年度まで、女性は2030年度までの経過的な制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。

【60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）】(2019年度末推計)

(※1) 対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

(※2) 「基本月額」が全額支給停止となる人数であり、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない繰り上げた基礎年金等を受給している者を含んでいることに留意が必要。

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数 (2019年度末時点) (※1)	うち全額支給停止の 対象者数 (2019年度末時点) (※2)	支給停止対象額 (2019年度末時点)
現行	基準額は28万円 ・ 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。	約67万人 (在職受給権者の55%)	約28万人 (約23%)	約4,800 億円
見直し案	基準額を47万円に引上げ ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	約21万人 (在職受給権者の17%)	約10万人 (約8%)	約1,800 億円

【65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）】(2018年度末)

(※1) 対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

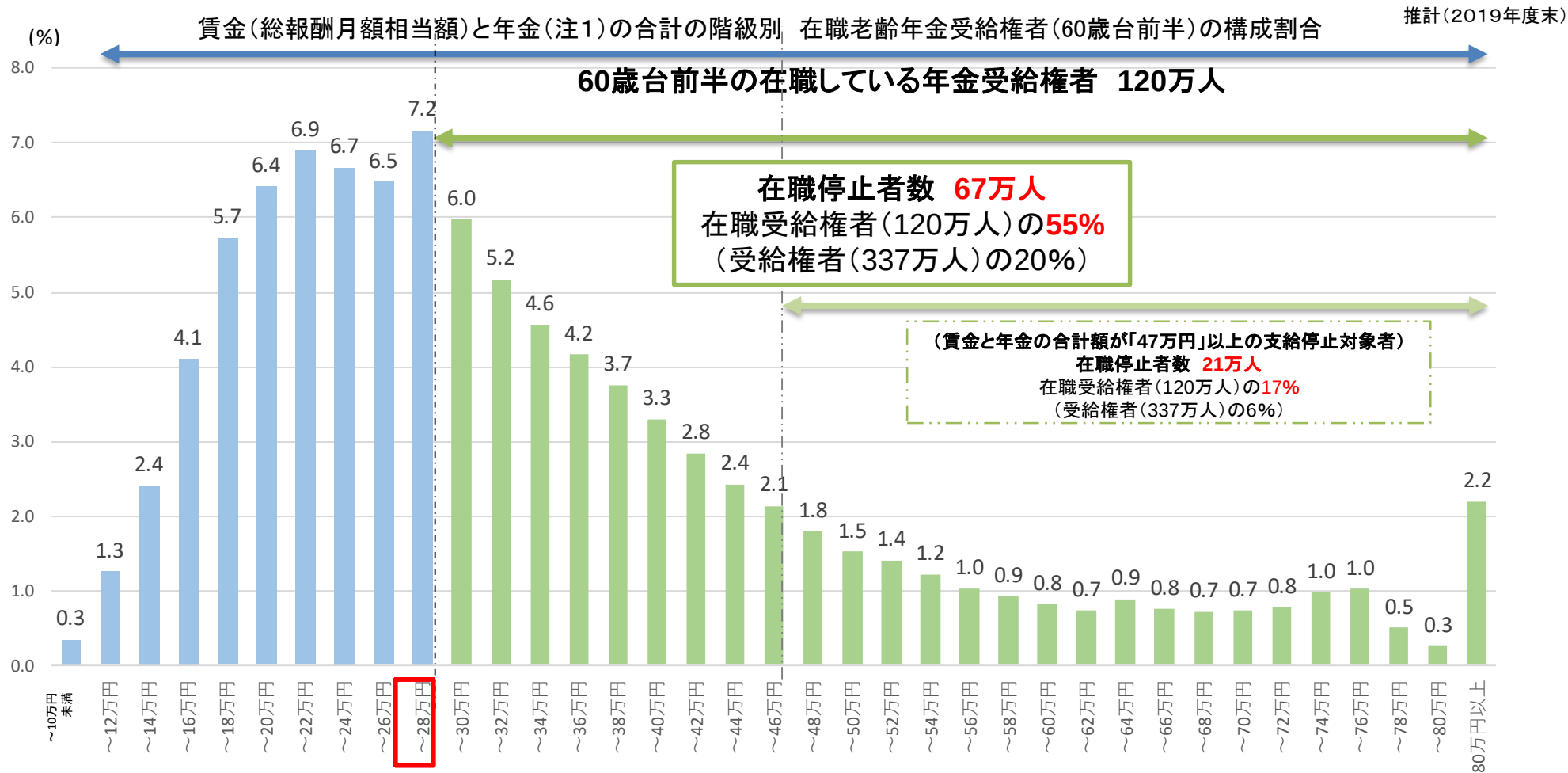
(※2) 「基本月額」が全額支給停止となる人数であり、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない基礎年金等を受給している者を含んでいることに留意が必要。

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数 (※1)	うち全額支給停止の 対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	基準額は47万円 ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含まない)に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。 (法律上は2004年度価格で「48万円」。)	約41万人 (在職受給権者の17%)	約20万人 (約8%)	約4,100 億円

※ 高齢期の就労と年金の調整については、年金制度だけでなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、引き続き検討していく。

60歳台前半の在職老齢年金制度の状況

- 賃金と年金の合計額の階級別に見ると、**26万円以上～28万円未満**となっている者が多い。
- 60歳台前半の在職している年金受給権者の**半数強**が支給停止の対象となっている。
- 賃金と年金の合計額が47万円以上である支給停止者数は、在職受給権者の17%となっている。



注1 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額には日本年金機構が支給する分であり共済組合等が支給する分は含んでいないため、基準額(28万円)未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。

注2 第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

在職定時改定の導入について

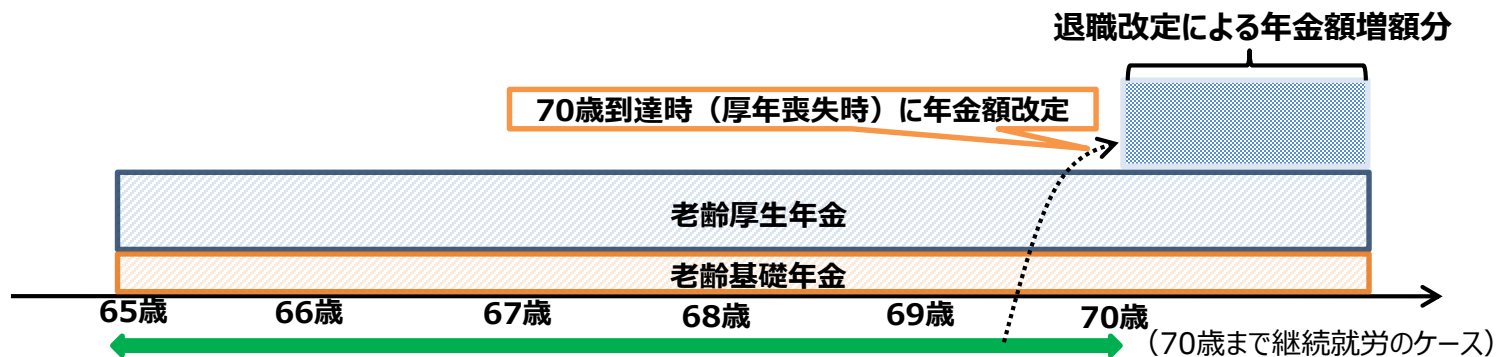
【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している（いわゆる退職改定）。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直し案】

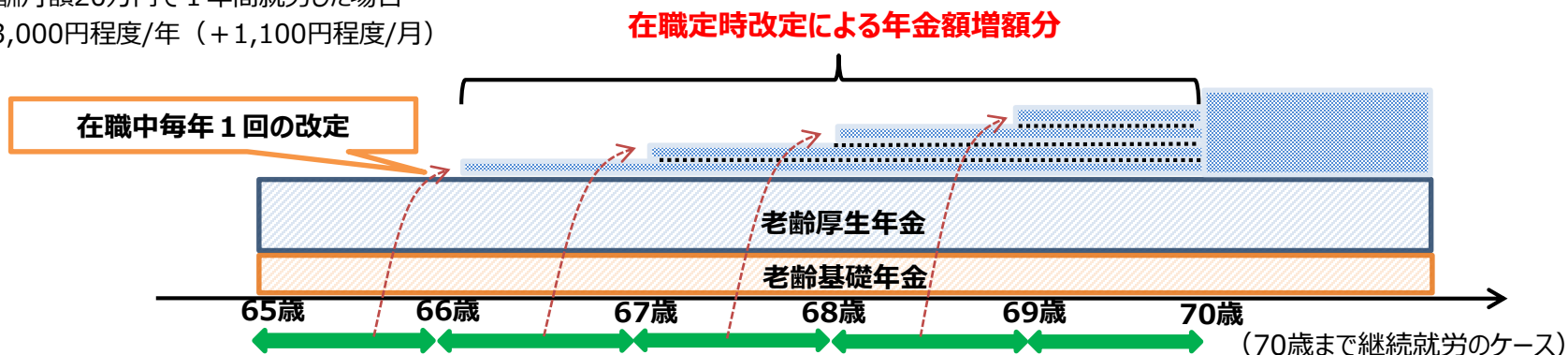
- 65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を定時（毎年1回）に行う。

【現行】

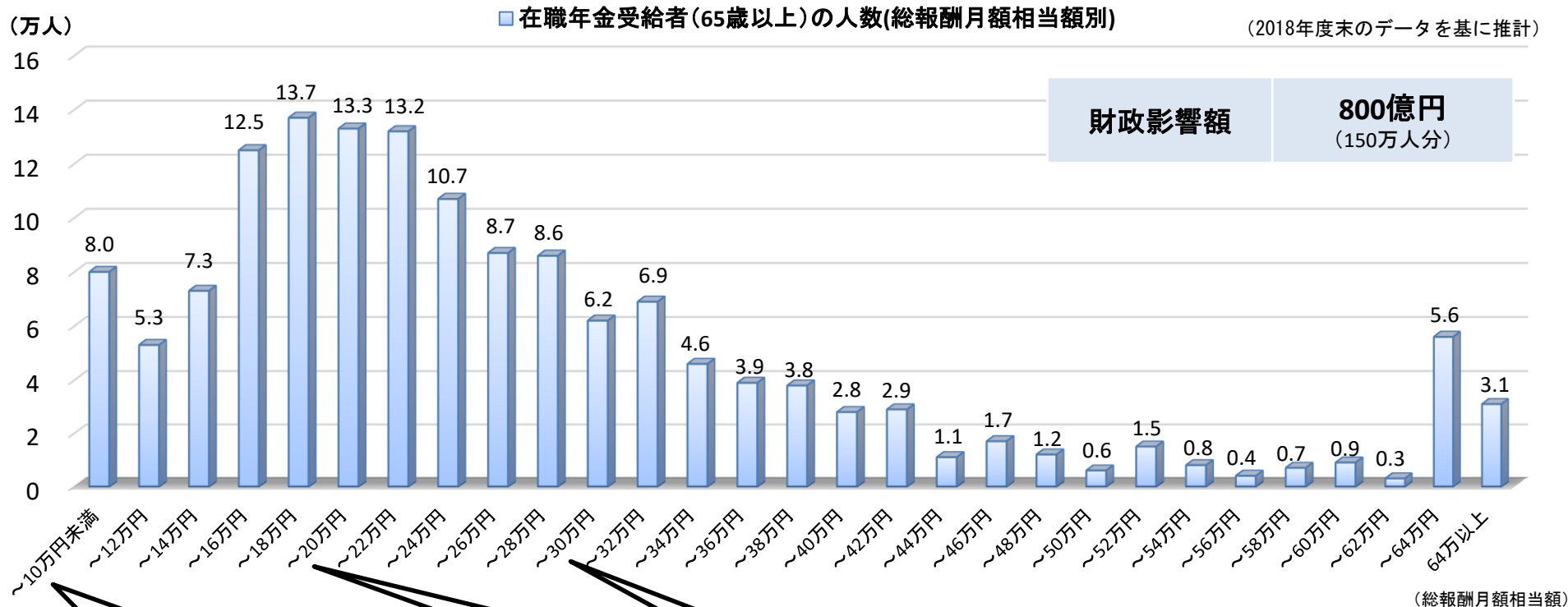


【見直し案】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年（+1,100円程度/月）



報酬額別の在職年金受給者の分布から見る在職定時改定の効果



月額10万円で
1年間就労した場合
+7,000円程度/年
(+500円程度/月)

月額20万円で
1年間就労した場合
+13,000円程度/年
(+1,100円程度/月)

月額30万円で
1年間就労した場合
+20,000円程度/年
(+1,600円程度/月)

注1 総報酬月額相当額は、標準報酬月額と1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額。

注2 厚生年金の加入期間が480月(40年)に満たない場合は、更に経過的加算が加算される(1年間就労した場合、+20,000円程度/年)。

【計算方法】

経過的加算額＝イ(定額部分)－ロ(「厚年加入期間に係る」基礎年金部分)

イ:1,628円 × 改定率 × 厚生年金の被保険者期間の月数(480月上限)

ロ:780,900円 × 改定率 × 昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の厚生年金の被保険者期間の月数÷480月(昭和16年4月2日以後生まれの場合)

注3 図中の「在職年金受給者(65歳以上)の人数(総報酬月額相当額別)」は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ在職年金受給者を基に在職定時改定対象者の分布を作成。データの制約上、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

注4 財政影響は、現行制度を前提に、在職老齢年金制度などの支給停止の状況を踏まえて推計したもの。

(資料) 年金局調べ

受給開始時期の選択肢の拡大

【見直しの趣旨】

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
- 65歳より早く受給開始した場合（繰上げ受給）には年金額は減額（1月あたり▲0.5%、最大▲30%）、65歳より後に受給開始した場合（繰下げ受給）には年金額は増額（1月あたり+0.7%、最大+42%）となる。
- 高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しを行う。

【見直し案】

＜繰下げ受給の上限年齢の引上げ＞

- ・ 現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる（受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能）
（改正法施行時点で70歳未満の者について適用）
- ・ 繰上げ減額率は1月あたり▲0.4%（最大▲24%）、繰下げ増額率は1月あたり+0.7%（最大+84%）とする
（それぞれの期間内において、数理的に年金財政上中立を基本として設定）

＜上限年齢以降に請求する場合の上限年齢での繰下げ制度＞

- ・ 75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。

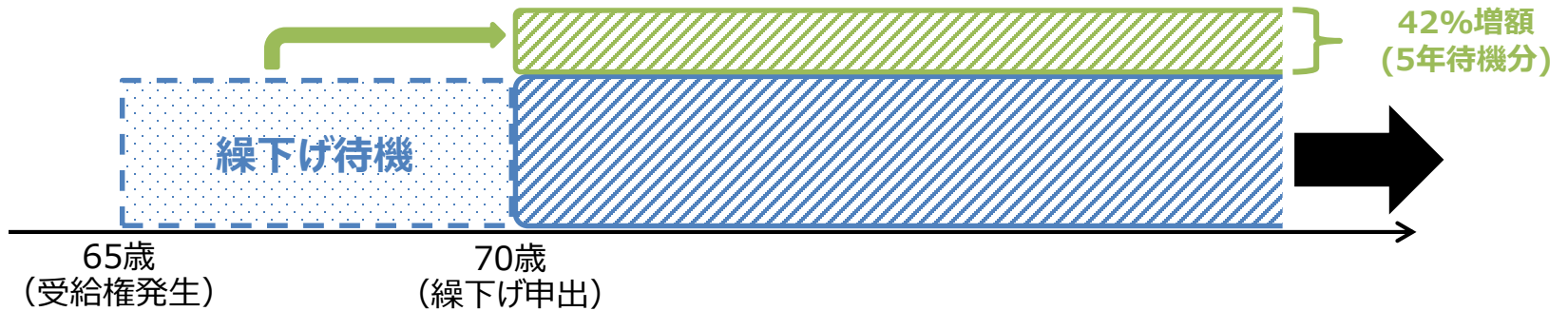
＜70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度＞

- ・ 70歳以降に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。
（繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴う対応）

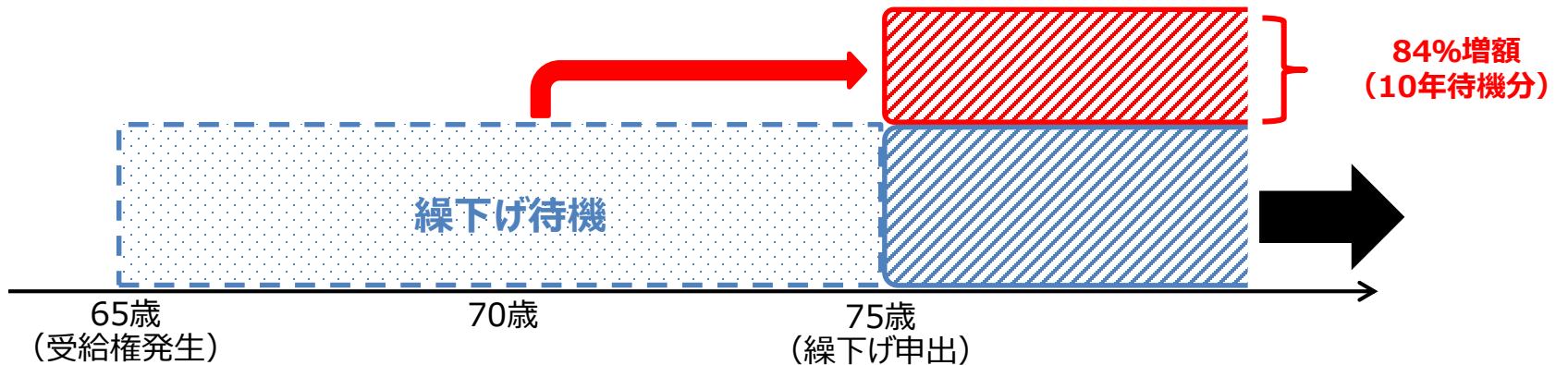
繰下げ受給の上限年齢の引上げ

- 繰下げ受給の上限年齢を現行70歳から75歳に引き上げる。
- これにより、年金の受給開始時期は60歳から75歳の間で選択可能となる。

〈現行(上限年齢70歳)〉

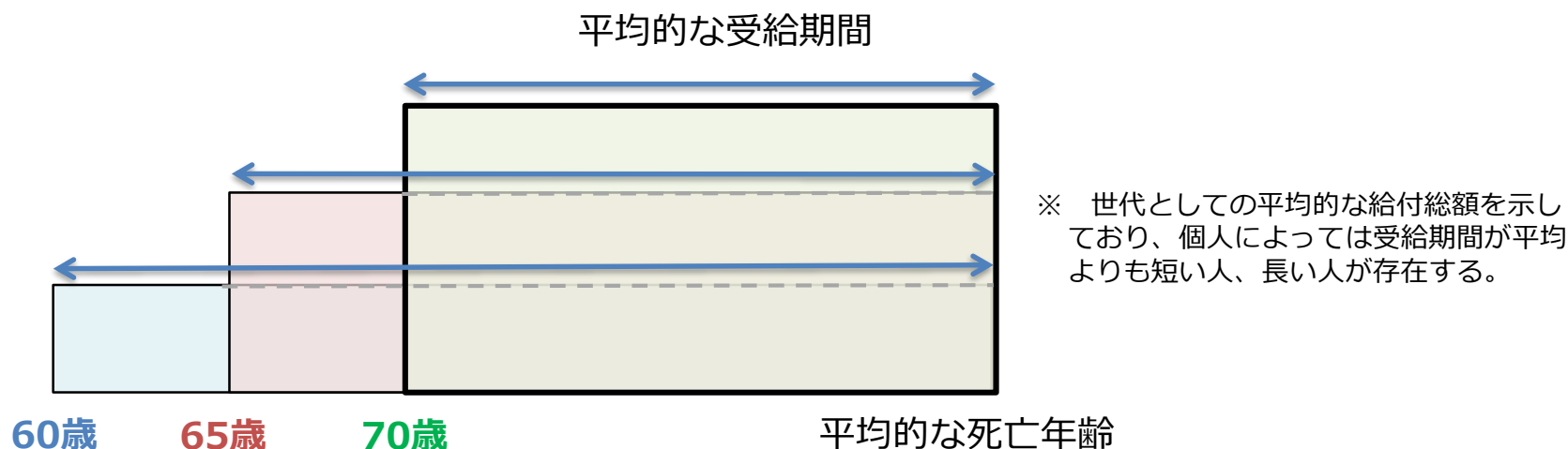


〈見直し案(上限年齢75歳)〉



受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)について(現行)

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
※繰下げについては、66歳到達以降でしか選択することができない。
- 65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額が増額(最大42%増額)となる。
- 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。



(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

- 繰上げ減額率 = $0.5\% \times \text{繰上げた月数 (60歳} \sim \text{64歳)}$
- 繰下げ増額率 = $0.7\% \times \text{繰下げた月数 (66歳} \sim \text{70歳)}$

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	—	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

1. 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げ

(1) 企業型確定拠出年金(企業型DC)

○ 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金(DB)との整合性を図るため、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とすることができるようにする。

(2) 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))

○ 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現行は国民年金被保険者の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、国民年金被保険者(※)であれば加入可能とする。

(※)国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

2. 受給開始時期等の選択肢の拡大

(1) 確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))

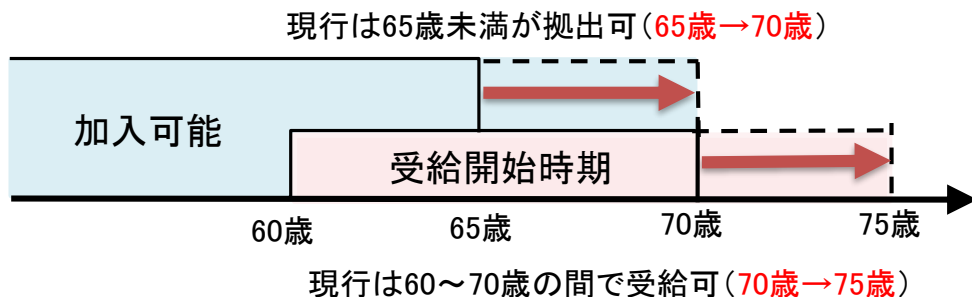
○ DCについては、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。

(2) 確定給付企業年金(DB)

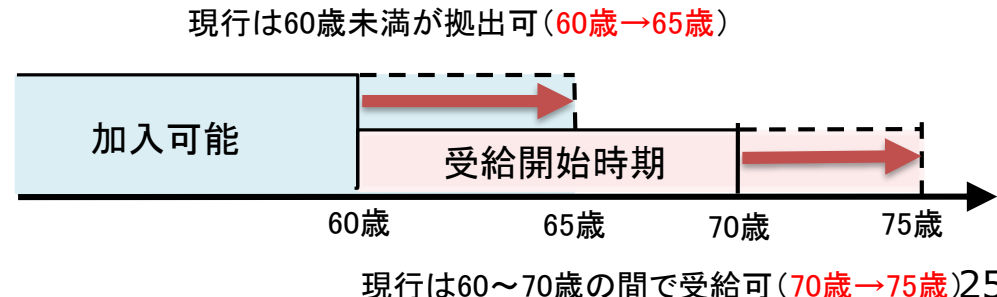
○ DBについては、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できるが、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。

【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>



<個人型DC(iDeCo)>



公的年金・私的年金の加入・受給の全体像

(黒字は現行、赤字が見直し案)

		20(※1)～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
公的年金	(1)国民年金被保険者	→ (※2) →			
	(2)厚生年金被保険者	→			
	(3)受給開始時期の選択		← 繰上げ	繰下げ →	繰下げ → 上限年齢を75歳へ
私的年金	D B	(1)確定給付企業年金(DB)の加入者	→		
			厚生年金被保険者(70歳未満)が加入可能		
		(2)確定給付企業年金(DB)の支給開始時期の設定	←	→	繰下げも可
			60～65(⇒70)歳の規約で定める年齢		
	D C	(3)企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者	→ (※3)	→	
			厚生年金被保険者(70歳未満)が加入可能へ		
		(4)個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入者	→ (※2)		
			国民年金被保険者が加入可能へ		
		(5)確定拠出年金(DC)の受給開始時期の選択	←	→	繰下げ → 上限年齢を75歳へ

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

※3: 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。

確定拠出年金の制度面・手続面の改善

1. 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

- 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。

2. 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和【下図参照】

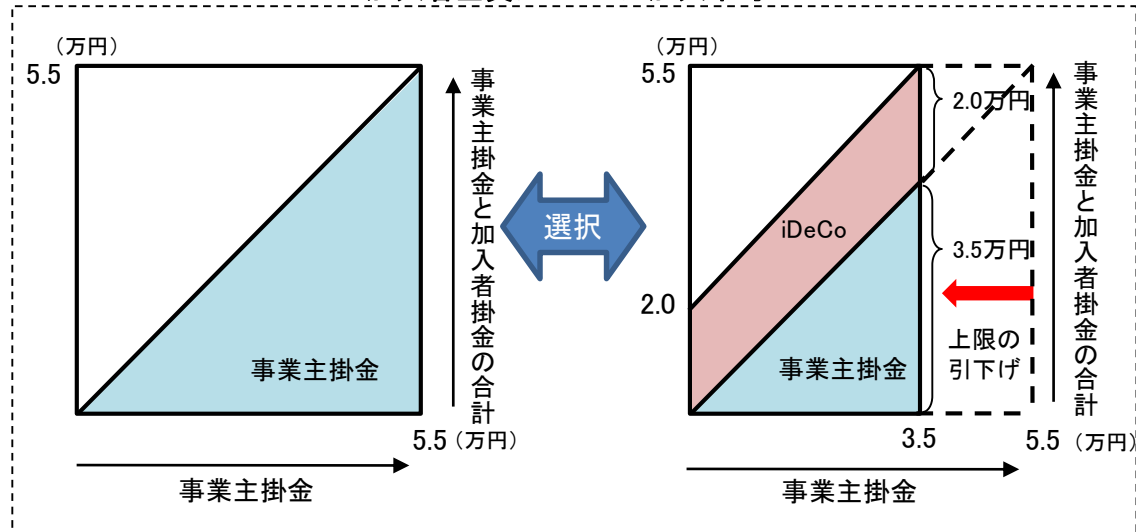
- 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。ほとんど活用されていない現状にあることから、掛金の合算管理の仕組みを構築することで(※)、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。

(※) 事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

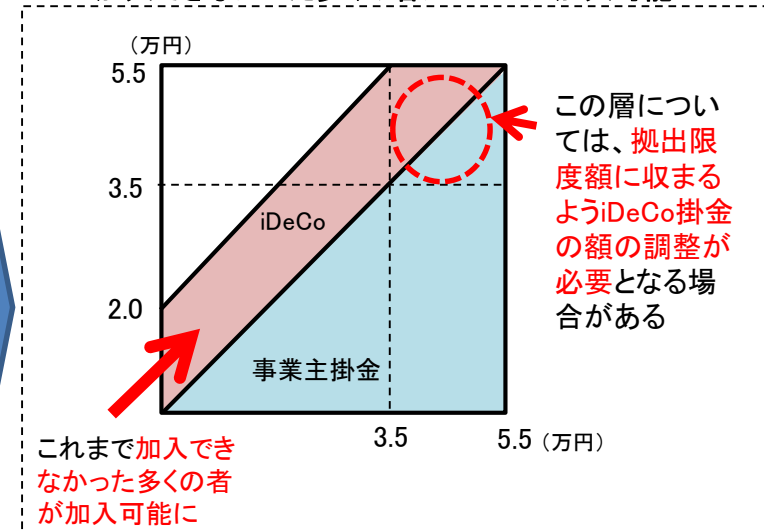
3. その他の改善

- 企業型DCの規約変更、企業型DCにおけるマッチング拠出とiDeCo加入の選択、DCの脱退一時金の受給、制度間の年金資産の移換、DCの運営管理機関の登録について、手続の改善を図る。

＜現行＞iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可



＜見直し案＞規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

DBとDCの拠出・給付の仕組み

- 確定給付企業年金(DB)は、適格退職年金や厚生年金基金を継承した給付建での制度として創設された。
- 確定拠出年金(DC)は、米国401(k)を参考にしつつ、貯蓄との違いを考慮した拠出建での制度として創設された。
- DBは、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を承継している。一方、DCは、資産が老後所得となることを担保するための措置として、中途引き出しの原則禁止等の特徴を持つ。
- DBとDCとでは、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっているが、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通している。

		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	
拠出の仕組み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額なし(ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで(生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)] 加入者拠出 (中小企業については、事業主も拠出可能) ※拠出限度額あり
	加入可能要件(年齢)	厚生年金被保険者 (70歳未満)	60歳未満の公的年金被保険者 ※企業型確定拠出年金で規約に定めがある場合、60歳前と同一の実施事業所で引き続き使用される加入者は、65歳未満の規約で定める年齢まで加入可能	
給付の仕組み	支給開始時期の設定 受給開始時期の選択	60歳～65歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時(規約に定めがある場合) ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる (繰り下げた場合の開始時期は規約で定める)	60歳～70歳の請求時 ※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能	
	年齢到達前の中途引き出し	制限なし ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は受給権者が選択)	

その他の制度改革事項及び業務運営改善事項

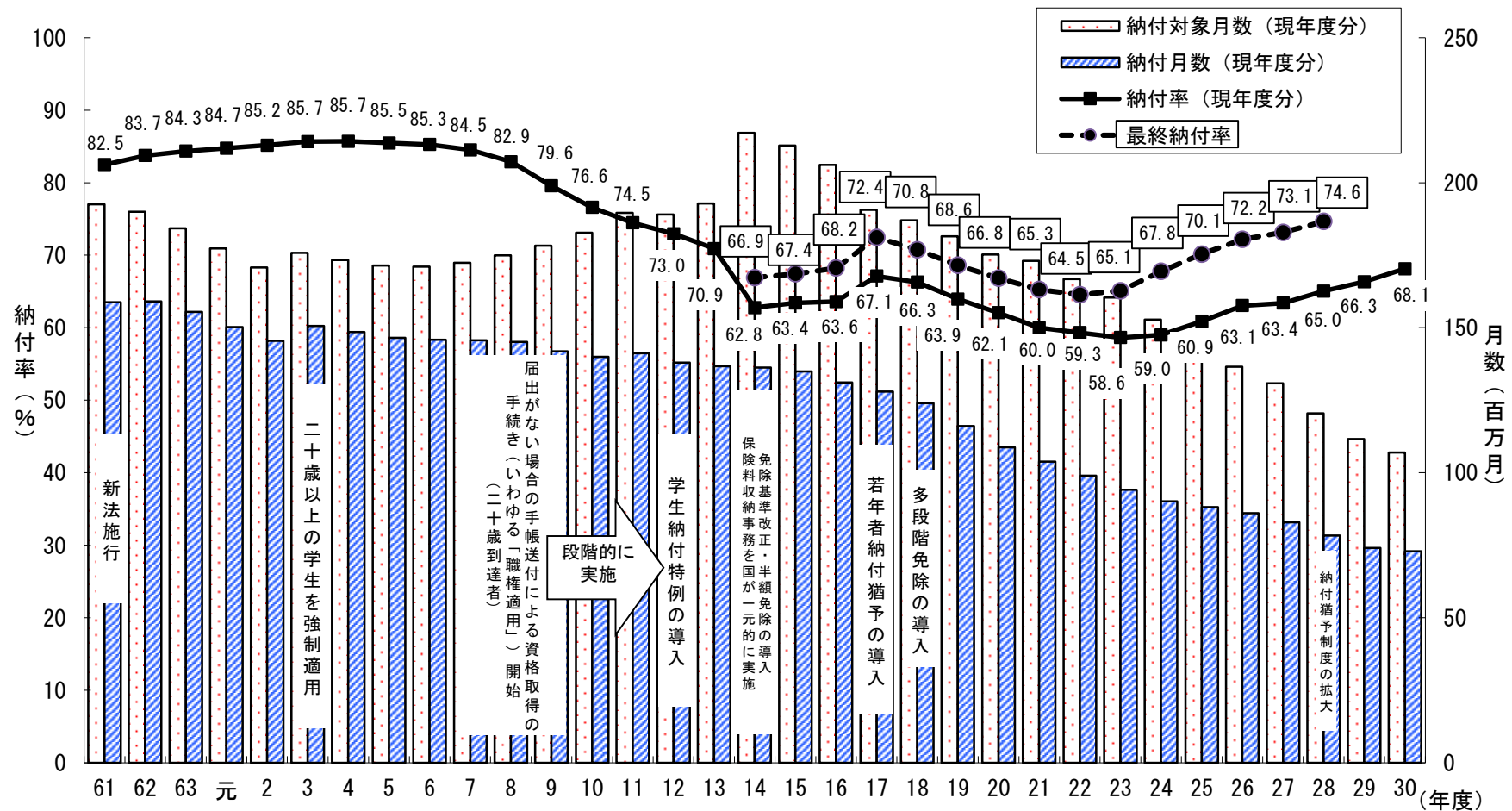
- 厚生年金保険の適用除外要件の見直し
- 未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加
- 脱退一時金制度の見直し
- 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し等
- 国民年金手帳から基礎年金番号通知書(仮称)への切替え
- 厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備
- 年金担保貸付事業の廃止

Ⅱ 事業部門

1. 国民年金保険料の収納対策について

国民年金保険料の収納対策等について

- 国民年金保険料の納付率については、この数年上昇。
- 令和元年度においては、平成29年度分保険料の最終納付率を平成29年度現年度納付率から8.0ポイント程度以上、現年度納付率を前年度実績から1.0ポイント程度以上の伸び幅を確保することを目標としている。
- 令和元年度は、引き続き控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の未納者を対象に実施。
- 各市町村におかれても、口座振替等の申出受理や申請免除該当者への案内状送付など、納付率の向上に向けた取組へのご協力をいただきたい。



（注） 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

国民年金被保険者に係る平成23年度※と平成30年度の比較

※国民年金保険料の現年度納付率が過去最低となった年度

- 納付督促等の取組を強化した結果、未納者数は大幅に減少している。（約57%減）
- 全額免除者数は、ほぼ横ばいとなっている。
- 第1号被保険者に占める全額免除者の割合は増加しているが、これは、雇用の拡大、厚生年金の未加入対策・短時間労働者への適用拡大等により、第1号被保険者から第2号被保険者にシフトしていることが主な原因。
- 第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計は、ほぼ横ばいとなっており、それに占める全額免除者数の割合も、ほぼ横ばいとなっている。

	平成23年度	平成30年度	H23年度→H30年度	
第1号被保険者	1,872万人	1,471万人	△401万人	△21.4%
未納者	320万人	138万人	△182万人	△56.9%
全額免除者 (第1号に占める割合)	568万人 (30.3%)	574万人 (39.0%)	+6万人	+1.1%
(第1号+第2号に占める割合)	(10.7%)	(10.5%)		
納付者	984万人	759万人	△225万人	△22.9%
第2号被保険者	3,451万人	3,981万人	+530万人	+15.4%
合 計	5,323万人	5,452万人	+129万人	+2.4%

- 1) 各年度末現在。
- 2) 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含まない。
- 3) 未納者とは、24か月の保険料が未納となっている者。
- 4) 全額免除者とは、法定免除、申請全額免除、学生納付特例、納付猶予となっている者。
- 5) 納付者数は、第1号被保険者数から未納者数、全額免除者数を単純に差し引いて算出したもの。
- 6) 第2号被保険者には、公務員等（共済組合）を含まない。

2. 国内居住要件導入に係る事務の変更について

第3号被保険者認定における国内居住要件等の導入

改正概要

施行日 令和2年4月1日

- 健康保険の被扶養者及び国民年金第3号被保険者の認定において、これまでの要件に加え、原則として以下の①又は②に該当することを要件に追加。
 - ①日本に住所を有する者であること
 - ②留学生、海外赴任に同行する配偶者などの日本に住所を有しないもののうち、日本に生活の基礎があると認められる例外的な要件を満たすこと（※）
- ※ 詳細は省令で規定
- 健康保険の被扶養者及び国民年金の第1号及び第3号被保険者から、いわゆる「医療滞在ビザ」等で来日して国内に居住する者を被保険者の対象から除外。

<省令の規定（確認方法）>

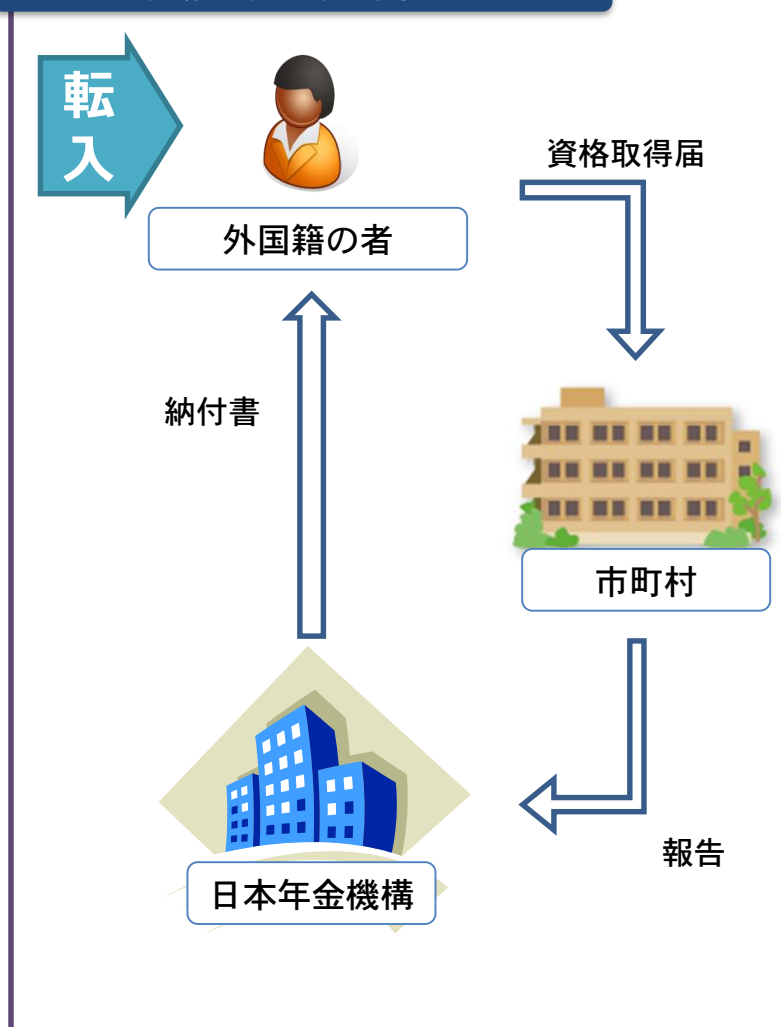
対象となる者	確認方法（通知において具体的に規定）
外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、第二号に掲げる者と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

(参考) 医療滞在ビザ等に係る第1号及び第3号被保険者要件の見直しに伴う手続きの変更

- 「医療滞在ビザ」等で国内に居住する者については、当該事実を日本年金機構へ届け出ることを規定(※)。
- 施行後、現在国民年金被保険者となっている者については、資格喪失届の提出が必要。(法定受託事務)

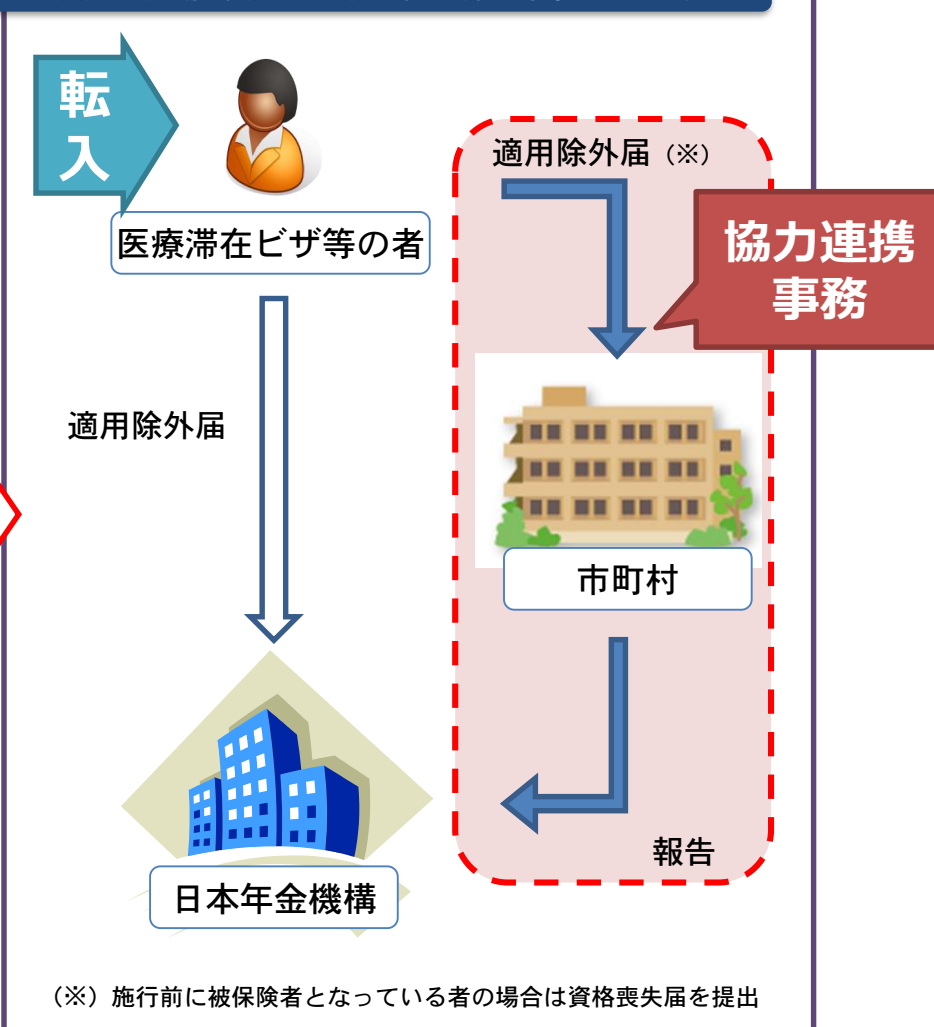
※ 市町村で届出を受理した場合は協力連携事務として交付金措置

現行の外国籍の者に係る事務処理の流れ



変更

施行後の医療滞在ビザ等の者に係る事務処理の流れ



(※) 施行前に被保険者となっている者の場合は資格喪失届を提出

3. 年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

【令和元年度基準額 年6万円（月5,000円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※¹とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※²以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※¹ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※² 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和元年度は779,300円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000円※^3 \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$

(2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

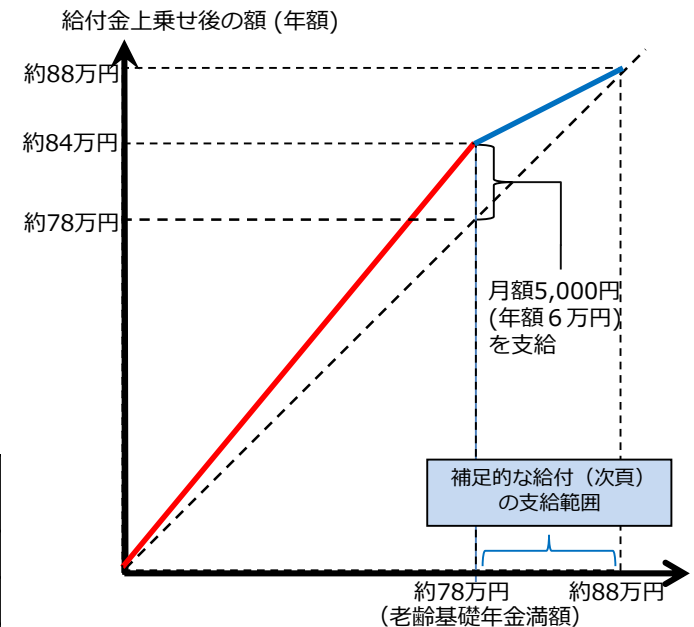
$$= \text{約}10,800円※^4 \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

※⁴ 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約5,400円）。

例：

保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 （月額）	老齢基礎年金額 （月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
（注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※⁵までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※⁵ 令和元年度は879,300円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得※⁶が、462万1,000円以下※⁷であること

※⁶ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※⁷ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- | | |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円※ ⁸ （月額） |
| 障害等級1級の者 | …6,250円※ ⁸ （月額） |

※⁸ 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）

※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。

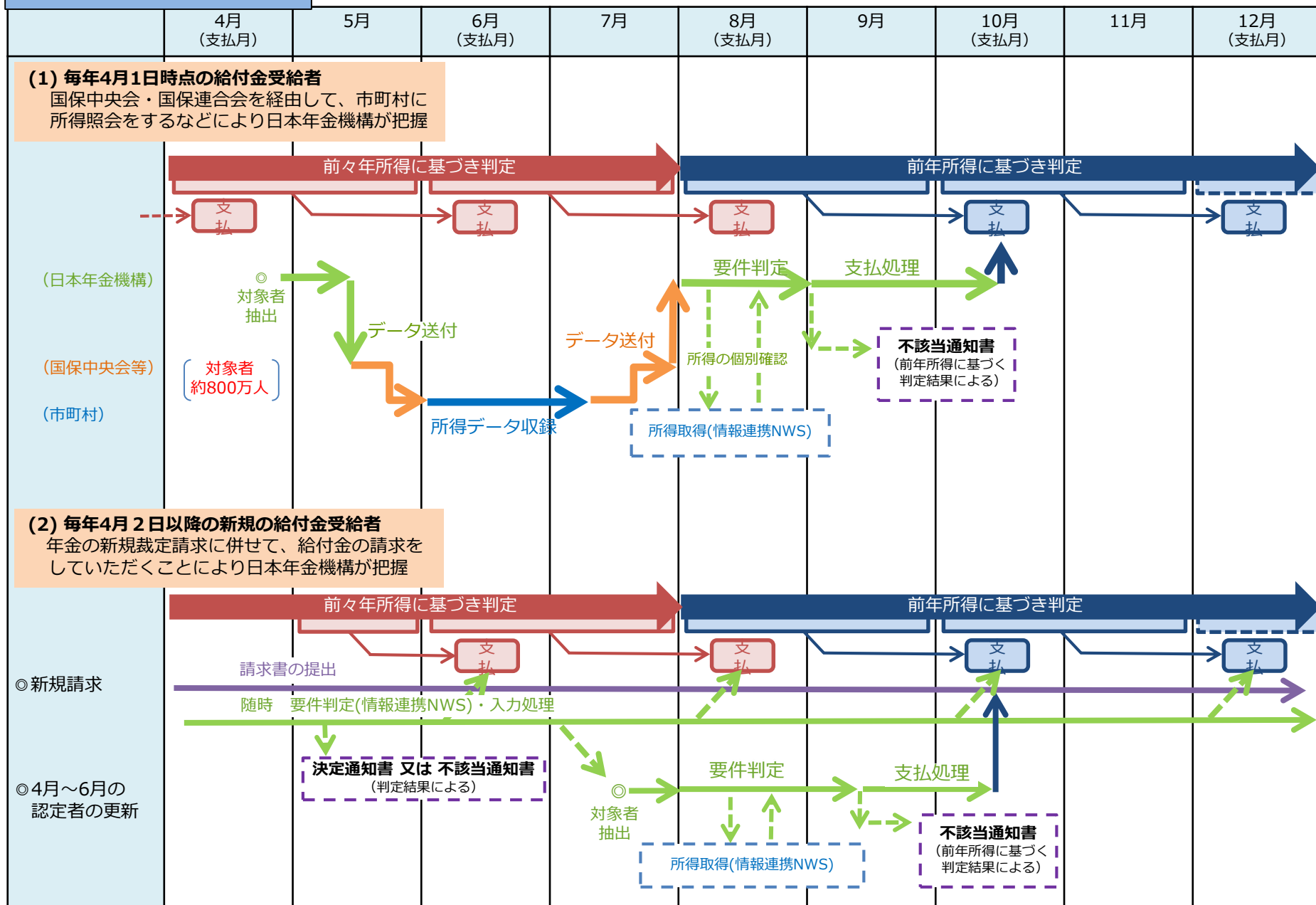
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和2年度予算案（令和元年度予算額（4か月分））：約4,908億円（約1,859億円））
- ・その他…各給付金は非課税。

事務スケジュール（2年目以降）

（現在調整中の案）

現行法の規定による事務処理

※現行法の規定による事務処理方式であって、現在検討中の改正法による所得照会対象者の見直し等は踏まえていない。



年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し等

1. 見直しの趣旨

- 年金生活者支援給付金の支給要件の判定は、機構が、国保中央会を経由し、市町村から所得・世帯情報を取得した上で実施。施行初年度においては、支給要件に該当する者に対して、簡易な請求書(はがき型)を送付した。
- しかし、施行後における当該所得・世帯情報の調査は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号。以下「法」という。)第37条によれば、既存の支給対象者(受給資格者)のみに限定されている。
このため、例えば、所得額が前年より低下したこと等により、新たに支給対象となりうる者に対しては、同条の規定による情報取得ができないことから、簡易な請求書(はがき型)を送付することができず、自ら要件に該当することを確認することが難しい方は、請求漏れとなる可能性がある。
- 受給者の手続の簡易化と、給付金の請求漏れの防止等に資するよう、支給要件に該当する可能性のある方々に対して、簡易な請求書(はがき型)の送付を可能とする。

2. 見直し案

① 所得・世帯情報の取得の対象者の拡大(簡易な請求書の送付を可能にする)

法第37条に規定する所得・世帯情報の取得の対象者の範囲を、支給要件に該当する可能性のある者(基礎年金受給者等)に拡大する。

※ 施行初年度(令和2年度)は、法施行後に所得情報を得るため、経過措置を設ける(一定の時期までに請求を行えば、令和2年8月分からの支給を行う)

② 所得額の切替時期(支給サイクル)の見直し(同一の所得情報を活用する20歳前障害基礎年金、特別障害給付金も同様に変更)

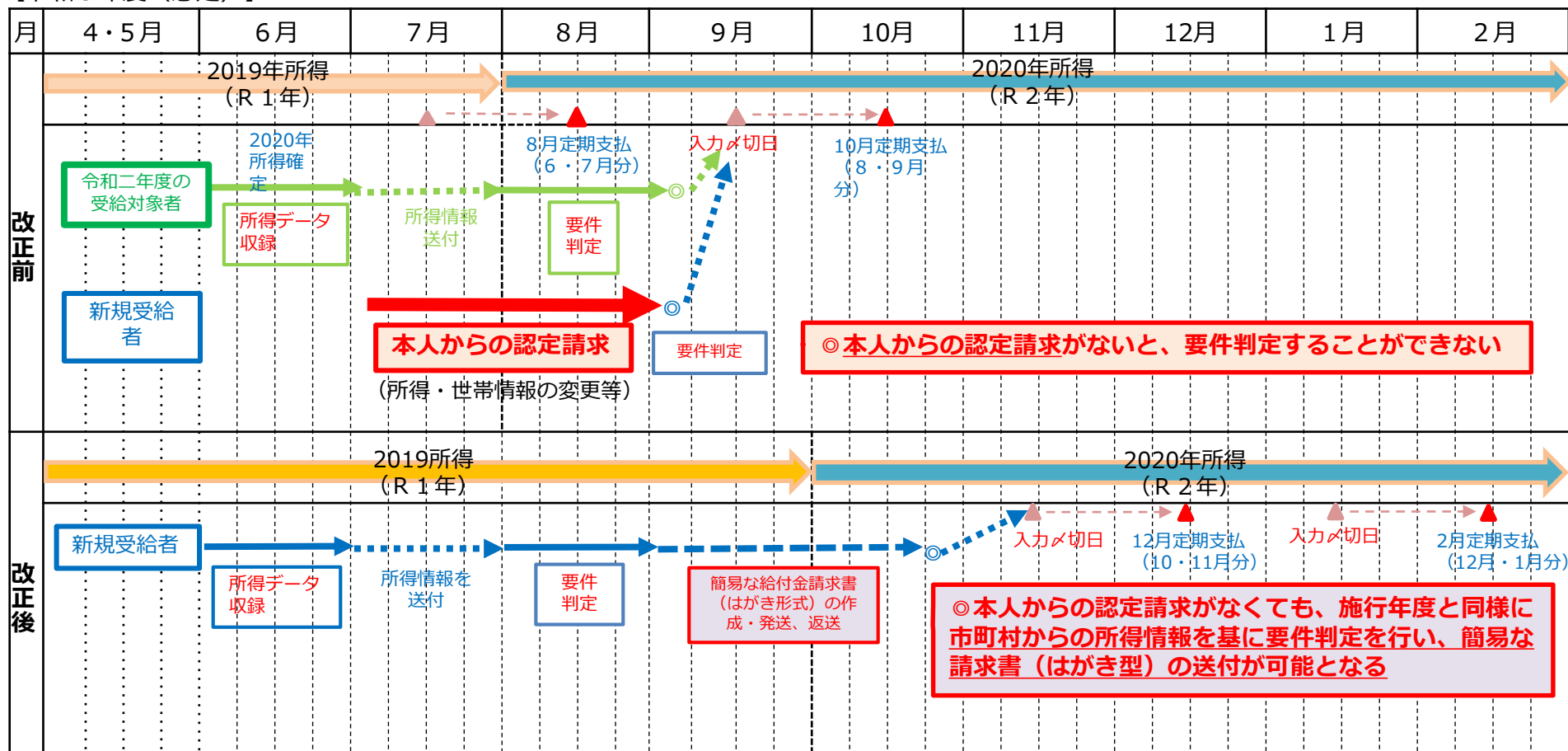
簡易な請求書(はがき型)の送付に伴い、所得情報の切替時期を8月～翌年7月から、10月～翌年9月に変更する。
(ただし、市町村等に対する周知期間を考慮し、令和3年度施行とする。)

※ 簡易な請求書を送付するためには、6月頃に市町村民税の課税所得が確定することから、7月に国保中央会経由でデータ取得し、8月に機構で判定処理を行い、9月に簡易な請求書(はがき型)を作成・送付した上で、10月に受給候補者からの申請書を提出いただくことが必要(制度初年度と同様)

年金生活支援給付金の所得情報の切替時期の変更について

- 日本年金機構が市町村からデータの提供を受け、受給候補者の所得情報を把握するのは8月。そこから簡易な請求書(はがき型)を作成して9月に送付を行うことから、給付金の支払いは10月以降となる。
- 現状、給付金の所得情報の切替時期は8月～翌年7月となっているが、簡易な請求書(はがき型)の送付・提出を前提とすると、**現状の所得情報の切替時期(8月～)では、対応ができない。(速くても10月分からの支給とする必要がある)**
- このため、**給付金の所得情報の切替時期を10月～翌年9月に変更**する。(ただし、周知期間を考慮し、**令和3年(2021年)度施行**とする)
(※)これに伴い、20歳前障害基礎年金及び特別障害給付金についても、所得情報の切替時期も同様に10月～翌年9月に変更
(簡易な請求書はないものの、同一の所得情報を要件判定に活用していることから、適用所得の一体性を図る観点ため)

【令和3年度(想定)】



（参考）参照条文

◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（抜粋）

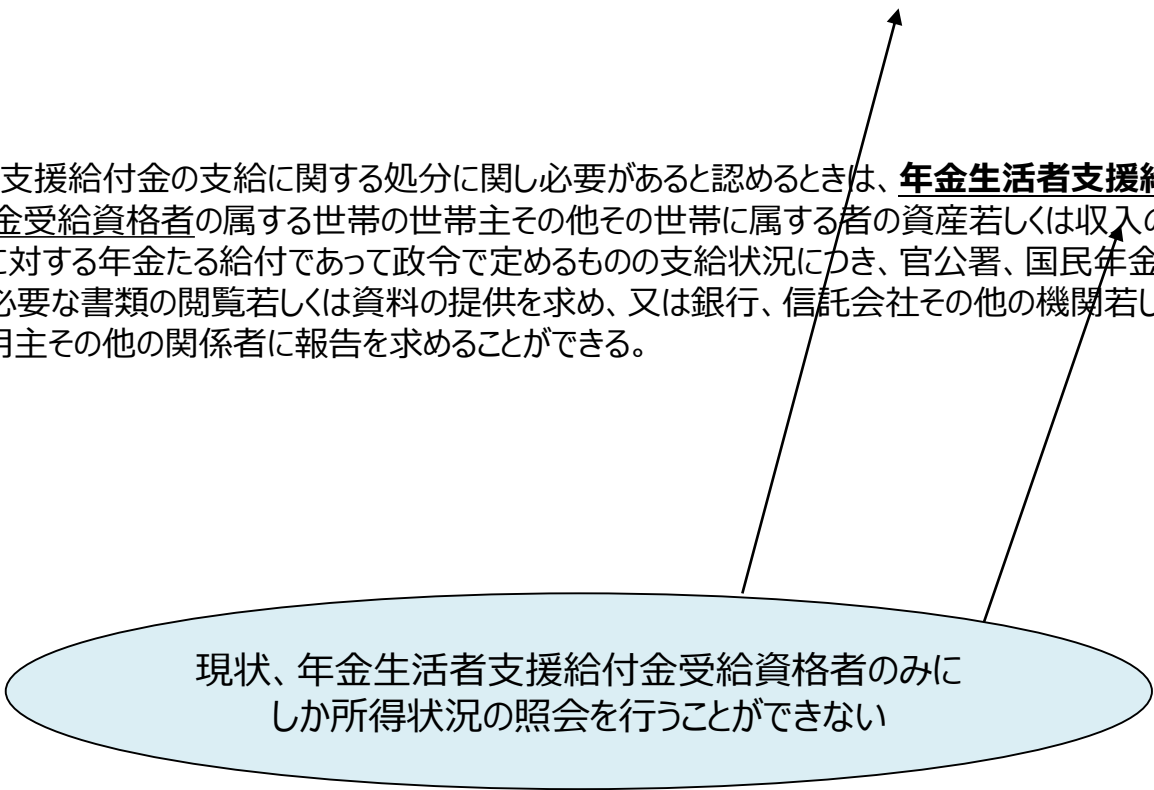
（調査）

第三十六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者（以下「**年金生活者支援給付金受給資格者**」という。）に対して、受給資格の有無及び年金生活者支援給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し**年金生活者支援給付金受給資格者**その他の関係者に質問させることができる。

2 （略）

（資料の提供等）

第三十七条 厚生労働大臣は、年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、**年金生活者支援給付金受給資格者**若しくは**年金生活者支援給付金受給資格者**の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は**年金生活者支援給付金受給資格者**に対する年金たる給付であって政令で定めるものの支給状況につき、官公署、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは**年金生活者支援給付金受給資格者**の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。



現状、年金生活者支援給付金受給資格者のみしか所得状況の照会を行うことができない

4. 国民年金事務費交付金について

国民年金等事務取扱交付金について

1. 国民年金等事務取扱交付金について(参考1、2、3、4)

(1) 予算措置について

国民年金等事務取扱交付金のうち基礎年金等事務費については、従前より市町村から、超過負担が生じているとして改善を求められていたことから、令和元年度に全市町村を対象として厚生労働省及び総務省の二省合同で、市町村の実態に即した費用等を把握することを目的として、実態調査を実施し、その調査結果を令和2年度予算案から反映し、積算している。

(2) 令和2年度予算案について

- ・法定受託事務のうち基礎年金等事務取扱費については、従来、被保険者数のみに着目した算定方式であったところ、より実態を反映したものとなるよう、各市町村の免除者数・受給権者数・被保険者数に着目する算定方式に変更(※)したうえで、人事院勧告を加味している。

※算定方式の変更のため、政省令等の改正を予定。

- ・協力連携事務については、事業実績を考慮するとともに、様式の統一化を実施するための追加のシステム改修経費に必要な経費を計上している。

(3) その他

一部の協力連携事務の件数については、平成30年度に会計検査院より、一部の市町村において適切に計上されていない事例が見受けられることを指摘されたことから、平成30年度に市町村に対し、協力連携事務の範囲の明確化や件数把握の方法について周知を行った。

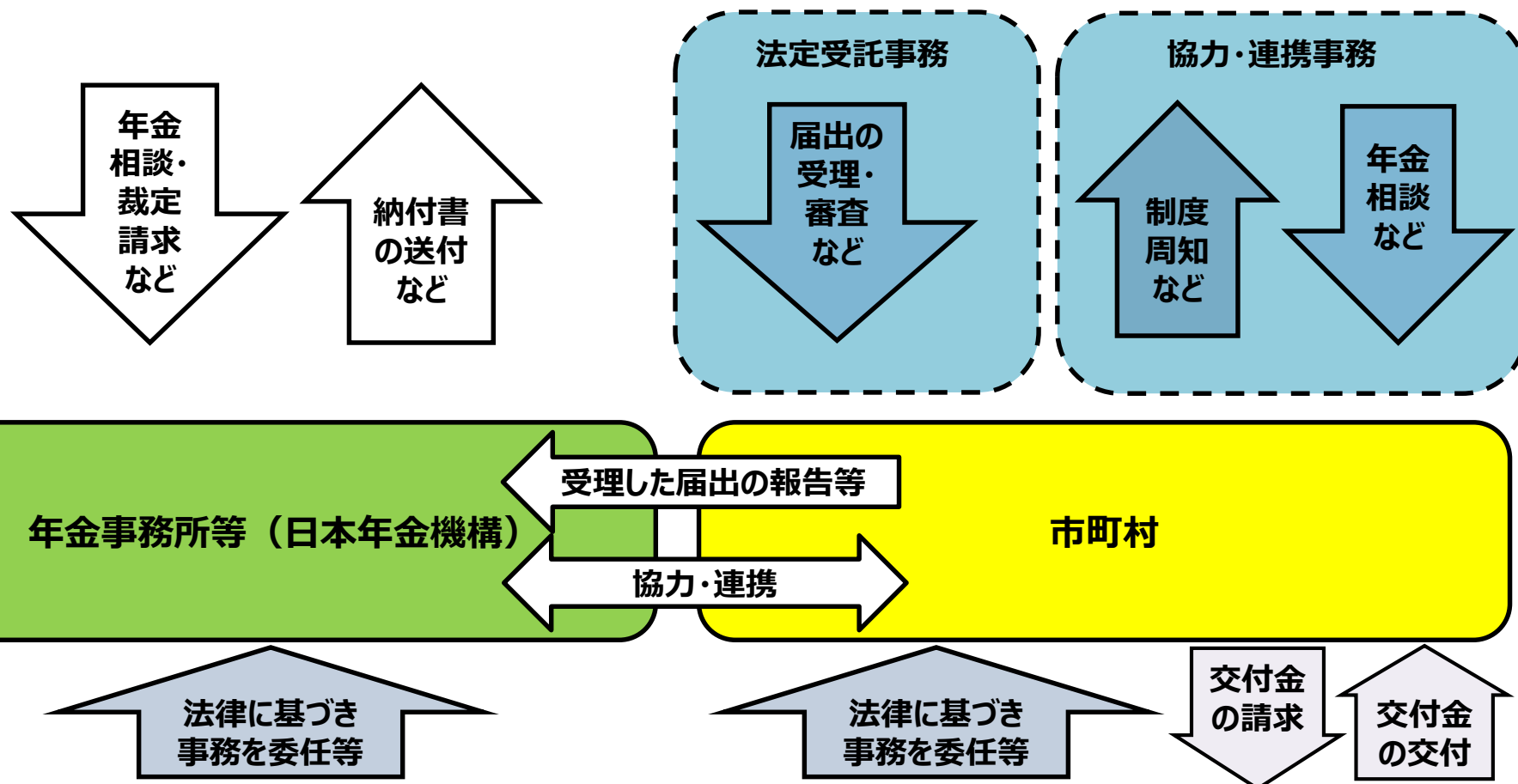
(単位:億円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度(案)
法定受託事務	220	215	205	242
協力連携事務	78	70	69	75
合 計	298	285	275	316

(四捨五入により、法定受託事務と協力連携事務の合計に相違あり)

(参考1) 国民年金事務に関する年金事務所等と市町村との関わり

被保険者等



厚生労働省（年金局・地方厚生（支）局）

(参考 2) 国民年金等事務取扱交付金 (概要)

(1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）
（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 基礎年金等事務費交付金について、政令において、従来は、事務に要する被保険者 1 人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者数を基に交付金総額の算定の考え方を規定していたところ、令和 2 年度以降は、市町村の基礎年金等事務を適用等事務、給付事務、免除事務の 3 区分に分類し、3 事務ごとに算出した額を合計した額とするよう政令の改正を予定している。
- 基礎年金等事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分けて、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定しており、基礎年金等事務費交付金の算定方式の変更にあわせて、省令の改正を予定している。

(2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

(参考 3) 令和 2 年度の国民年金等事務取扱交付金算定方法 (案)

- 基礎年金に係る事務取扱費の額は、政令において、当該年度の算定に当たっての基準単価及び各市町村における算定に当たっての基本的な考え方を規定している。
- 具体的には、交付金の総額については、免除者・受給権者・被保険者 1 人当たりの費用を定め、それぞれを基準額とし、全国の免除者数・受給権者数・被保険者数を乗じたものを合算し算定するため、政令改正を予定。
- 基礎年金等及び福祉年金に係る事務取扱費については、政令において人件費と物件費に分け、これらの各市町村への交付額の算定方法を省令において規定しており、協力・連携に係る費用については、交付要綱において算定方法を定めている。また、各市町村への交付額は、算定額と現に要した費用のいずれか低い額としている。(福祉年金と特別障害給付金については従前どおり。)
- なお、毎年、市町村に事務取扱費の執行状況等に関する決算報告を求め、地方厚生(支)局において決算審査を行っている。

【法定受託事務の算定方法(案)】

○ 基礎年金等事務取扱費

・ 人件費	①免除者 1 人当たり基準額	×	各市町村の免除者数	の合計額
	②受給権者 1 人当たり基準額	×	各市町村の受給権者数	
	③被保険者 1 人当たり基準額	×	各市町村の被保険者数	
・ 物件費	①免除者 1 人当たり基準額	×	各市町村の免除者数	の合計額
	②受給権者 1 人当たり基準額	×	各市町村の受給権者数	
	③被保険者 1 人当たり基準額	×	各市町村の被保険者数	

○ 福祉年金事務取扱費、特別障害給付金事務取扱費

・ 人件費	受給権者 1 人当たりの事務費	×	受給権者数
・ 物件費	受給権者 1 人当たりの事務費	×	受給権者数

【参考】現行の基礎年金等事務取扱費の算定方法

・ 人件費	算定基礎額	×	被保険者数に応じた点数
・ 物件費	算定基礎額	×	被保険者数に応じた点数

【市町村との協力・連携の主な事項の算定方法】

- 資格取得時の納付督促・口座振替・クレジットカード納付、前納の促進
 - ・ 納付督促の件数(資格取得届、氏名変更届、住所変更届受理時) × 単価
 - ・ 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理・前納申出受理件数 × 単価
- 保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の市町村広報誌への掲載
 - ・ 当該記事の掲載に要した費用の額
- 市町村において行われる相談業務
 - ・ 来訪、電話及び文書による相談の件数 × 単価
- 特別事情分

(参考 4) 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失，種別の変更，氏名・住所の変更等に関する届出を受理し，その届出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法12①・105，国令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し，申出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法附則5，改正法附則（平6）11⑤・（平16）23，国令1の2】
3. 年金手帳の再交付申請書を受理し，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国令1の2】
4. 保険料の全額，3／4，1／2，1／4の免除，学生納付特例，納付猶予，産前産後免除の申請を受理し，申請に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法88の2・90・90の2・90の3・改正法附則（平16）19，国令1の2】
5. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し，申出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法87の2，国令1の2】
6. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し，申請等に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法16，国令1の2】
7. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く基礎年金等の受給権者の死亡に関する届出書を受理し，届出に係る事実を審査（※1）すること。	【国法105，国令1の2】

※1 市町村が行う事実の審査とは，市町村の保有する公簿（戸籍，住民票，市町村民税課税台帳等）により，住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

※2 国民年金法の規定に基づき，厚生労働大臣から日本年金機構に事務が委任されている。

(参考5) 市町村との協力・連携事務の主な内容

市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

協力・連携の状況（平成30年度）

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 | |
| (1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届） | （1, 727市町村） |
| (2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理 | （1, 559市町村） |
| 2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 | （1, 607市町村） |
| 3 市町村において行われる相談業務 | （1, 699市町村） |
| 4 各種情報提供 | |
| (1) 所得情報の提供（紙） | （174市町村） |
| (2) 所得情報の提供（磁気媒体） | （1, 649市町村） |
| (3) 電話番号の情報提供 | （1, 051市町村） |
| (4) その他の情報提供 | （1, 651市町村） |
| (5) 法定受託事務以外の申請書等回付 | （1, 260市町村） |
| (6) 情報提供に必要なシステム開発 | （1市町村） |
| 5 障害者手帳交付者への障害年金周知 | （874市町村） |
| 6 その他地域の実情を踏まえた協力 | |
| (1) 申請免除該当者への案内状送付 | （97市町村） |
| (2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談 | （179市町村） |
| (3) ねんきんネットの情報の提供 | （123市町村） |

※ （ ）内は、1, 741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

5. 公的年金の離婚分割の周知について

離婚時の年金分割制度の周知について

- 離婚時の年金分割制度に基づき、離婚した場合、夫婦 2 人の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができる。この年金分割のための手続は、離婚後 2 年以内に手続を行うことが必要とされている。
- しかしながら、制度自体や、離婚後 2 年以内に手続が必要であることが必ずしも十分に認知されていない状況であり、周知の推進が必要とされている。
- このため、各都道府県におかれても、離婚時の年金分割制度の周知に向けて、以下の事項の実施にご協力いただけるよう、管内市区町村に対して周知願いたい。その際、あわせて、各市区町村の国民年金所管部局において、戸籍所管部局と緊密に連携いただくよう、周知願いたい。
 - (1) 各市区町村の国民年金所管部局及び戸籍所管部局の窓口にて、離婚時の年金分割制度の周知のためのお客様用チラシ（次ページ。今後、厚生労働省よりひな形を提供予定。）を備え付け、年金分割制度の活用を検討されている住民に対して、お客様用チラシの配布や年金事務所・年金相談センターのご案内等を行うこと。
 - (2) 市区町村の戸籍所管部局等の中には、離婚届を提出された方に対して、離婚に伴う様々な手続を一括してお知らせしている場合がある。このような市区町村においては、こうした離婚に伴う各種手続のお知らせの中で、離婚時の年金分割制度についてもお知らせすること。

【離婚時の年金分割制度の周知文章の例】

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後 2 年以内に手続を行っていただく必要があるため、お早めに、●●年金事務所（最寄りの年金事務所）までご相談ください。

●●年金事務所 住所：■■■■■■ 電話番号：◆◆◆◆◆◆

お客様用チラシ（離婚時の年金分割制度）

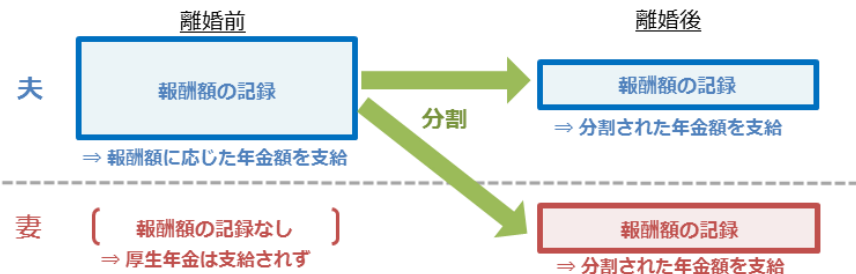
離婚時の年金分割制度のお知らせ

- ▶ 離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
- ▶ 離婚後2年以内に手続を行っていただく必要がありますので、お早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターまでご相談ください。

離婚時の年金分割のイメージ

- ✓ サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ✓ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の元となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【例：サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）】



年金分割の方法（2種類）

※いずれの場合も離婚後2年以内に手続を行っていただく必要があります。

①合意分割

- ✓ お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。

②3号分割

- ✓ サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ✓ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※ 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

年金事務所や年金相談センターの所在地は以下のホームページをご参照ください。
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

※ 今後、厚生労働省よりチラシのひな形を提供予定。

6. 年金受給者の居所登録について

年金受給者の居所登録について

- 年金制度においては、住民票住所以外の居所等（以下「居所等」という。）に連絡を行うことが適当である場合について、居所等の把握が重要になっている。このため、平成30年7月30日付け都道府県知事宛て関係局長等通知「社会保障各制度における利用者等への必要な情報の伝達の徹底について」において、市町村の国民年金所管部局においても、日本年金機構より送付する居所登録届を設置いただくことや、住民に年金に係る居所登録を案内いただくことを依頼させていただいたところ。
- これを受け、昨年末までに、管轄年金事務所から各市区町村に対して、①「年金受給者住所変更届・居所登録届」の様式（次ページ）、②様式の記入例、③お客様向けパンフレット（次々ページ）を一定部数送付させていただいた。
- ついては、各都道府県におかれても、年金受給者の居所登録の推進に向けて、以下の事項の実施にご協力いただけるよう、管内市区町村に対して周知願いたい。
 - (1) 各市区町村の国民年金所管部局の窓口にて、①「年金受給者住所変更届・居所登録届」の様式、②様式の記入例、③お客様向けパンフレットを備え付けること。
 - (2) 各市区町村の国民年金所管部局においては、この①～③の資料を用いて、(3)に基づき介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療所管部局等から案内された住民や、介護施設への入所等のために居所等への通知書等の送付を希望されるお客様に対して、「年金受給者住所変更届・居所登録届」の記載や提出方法をご案内するとともに、必要に応じて、書き方の支援を行うこと。
 - (3) 各市区町村の介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療所管部局等においては、住民から、介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度等における通知書等の送付先を住民票住所以外の居所に変更したい旨の依頼を受けた場合は、年金に係る居所登録の手続を行える旨を案内すること。

年金受給者住所変更・居所登録届（様式）

【表面】

年金受給権者住所変更・居所登録届

※「居所登録」とは、住民票住所以外に通知書等の送付を希望する旨を届け出ることをいいます。

複数の年金受給権がある方は、この届出により、他の年金についても住所を変更します。

令和 年 月 日提出

※共済組合等から支給される共済年金については、それと併せて日本年金機構又は共済組合等から支給される

厚生年金がある場合に限り、この届出により住所が変更されます。

①個人番号（または基礎年金番号） および年金コード ※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。	個人番号（または基礎年金番号）	年金コード	②生年月日
		明治 大正 昭和 平成	年 月 日
受給権者氏名	(フリガナ)		電話番号
	印		- -

◇変更後の住所をご記入ください。なお、住民票住所と異なる居所に通知書等の送付を希望される場合は、その送付先をご記入ください。

届書コード	区分	
8 4 1	1	
（通知書等送付先） 変更後住所	③郵便番号	④フリガナ
	都 道 郡 区 府 県 市 町村	
	④（フリガナ）	建物名

◇上記に住民票住所と異なる居所を通知書等送付先として記入された場合は、下記に住民票住所をご記入ください。

届書コード	区分	③処理区分	※	④住民票上住所取消	※
8 9 8					
住民票住所	⑤郵便番号	⑥フリガナ			
	都 道 郡 区 府 県 市 町村				
	⑥（フリガナ）	建物名			

住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

実施機関等
受付年月日

◇今後、住民票住所を変更した場合でも、引き続き住民票と異なる居所へ通知書等の送付を希望される方は、下記⑦欄で「1」を○で囲んでください。

◇今後、住民票住所を変更した場合、変更後の住民票住所へ通知書等の送付を希望される方は、下記⑦欄で「0」を○で囲んでください。

停止・住所解除の申出新	⑦変更後住基更新抑止コード（該当する番号を○で囲んでください）	⑧変更後住基更新理由コード（年金事務所入力欄）
	1・・・今後、住民票住所を変更した場合でも、引き続き居所に通知書等の送付を希望（住民基本台帳による住所の更新停止を申出します。）	※ 0・・・施設入居等により住民票と異なる住所に居住しているため。 2・・・DV被害を受けているため。
	0・・・今後、住民票住所を変更した場合、変更後の住民票住所へ通知書の送付を希望（住民基本台帳による住所の更新を申出します。）	※ 0・・・住民基本台帳による住所の変更を希望するため。

※ 昨年末、管轄年金事務所から市区町村へ配布済

住民票上の住所以外にお住まいの方へ

介護施設への入所等で、住民票上の住所以外に居住する場合、日本年金機構に居所登録※を行えば、異なる住所で年金に関するお知らせを受け取ることができます。

たとえば、住民票上の住所に誰も居住する方がいなくなってしまう場合などに、ご希望であれば、通知書等を実際のお住まい先で受け取ることができます。

※「居所登録」とは、日本年金機構に住民票住所以外に通知書等の送付を希望する旨を届け出ることをいいます。

⚠ 居所登録せず、住民票上の住所に住んでいない場合・・・

年金に関する大切なお知らせが、お手元に届かなくなるおそれがあります。
場合によっては、年金の支給が一時的に保留されることもあります。

【居所登録の対象者（例）】

- 介護施設や医療機関に長期間入所・入院され、住民票住所と異なる場所で居住される方で、居所登録を希望される方
- ご親族の家等に一時的に居住される方で、居所登録を希望される方など

【届出先】

- お近くの年金事務所



※居所登録をされた方で、その後、居所登録をやめて住民票住所へ通知書等の送付を希望される場合（介護施設や医療機関を退所・退院して住民票住所へ戻る場合など）、居所登録における通知書等送付先を変更する場合は、原則として年金事務所への届出が必要となります。

居所登録に関するお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所へ



0570-05-1165

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00 * 月曜日が祝日の場合、翌開日は午後7:00まで。
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 * 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

- 050から始まる電話でおかけになる場合には （東京）03-6700-1165 にお電話下さい。
- お問い合わせの際には、年金手帳など、基礎年金番号が分かるものをご用意下さい。

※ 昨年末、管轄年金事務所から
市区町村へ配布済

7. 20歳の職権適用に係る事務の変更について

20歳到達者に係る国民年金加入手続きの見直し

令和元年9月以降（同年10月以降に20歳到達する方から対象）は、日本年金機構がJ-LISから提供される20歳到達予定者の情報に基づき、20歳到達者に係る加入処理を行うこととし、この場合は20歳到達者からの国民年金加入手続きを省略。

○変更前

誕生月の前月に資格取得届の勧奨を実施。届出がなかった者については、誕生月の翌月に職権適用を行い、資格取得届を処理または職権適用を行った翌週末に納付書を発送。

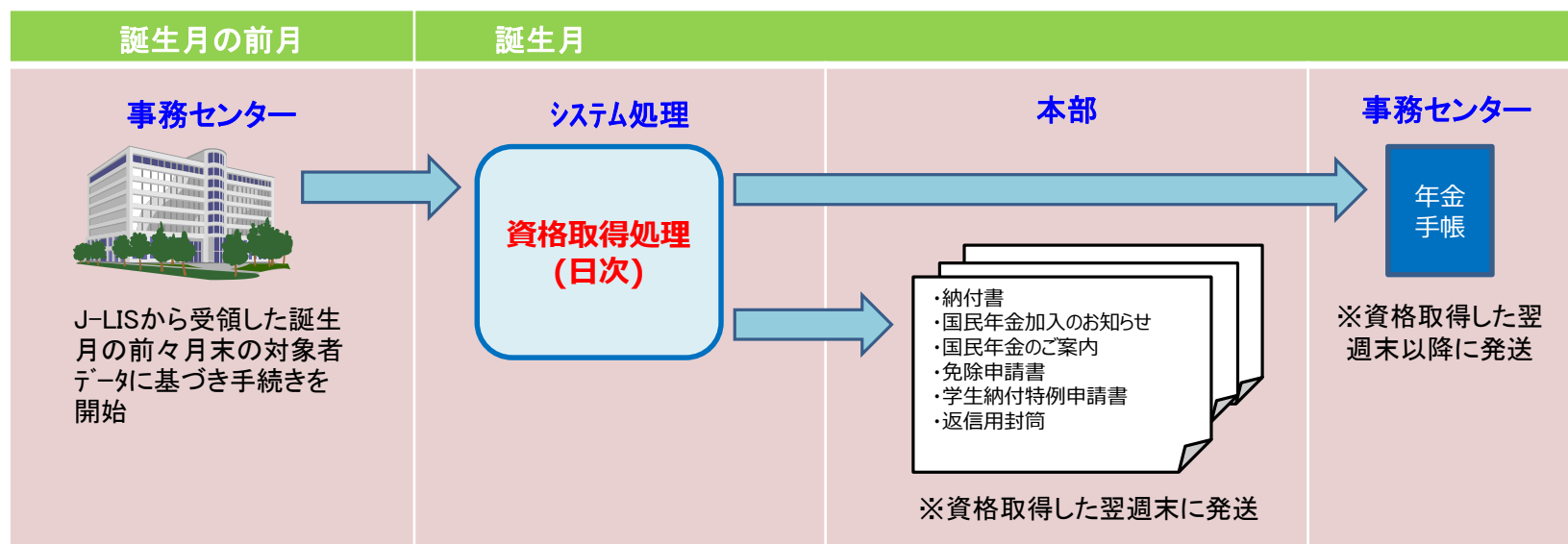
そのため、職権適用となった方などには、納付書は誕生月の翌月以降に届くことになっていた。

○変更後

資格取得届の勧奨をすることなく、20歳到達日の前日に自動で職権適用を実施。その翌週末に納付書を発送。

これまでの職権適用時と比べて、納付書が届くまでの時間短縮が図られた。

○見直し後の事務処理フロー



8. 公的年金分野でのマイナンバー利用について

年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「**利用**」として、以下について既に実施。
 - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「**情報連携**」については、以下について令和元年度から順次実施。
 - ・添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
 - ・照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
 - ・年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供
(他制度での要件確認等の実務で活用)

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11	情報連携を可能とする政令の制定
	30.3～	原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16	情報連携開始に向けたスケジュールの公表
	31.1～3	情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、事務説明会等）
令和元年度	31.4/15	試行運用開始※（機構から地方自治体等への照会）
	元.6/17	試行運用開始※（地方自治体等から機構への照会）
	元.7/1	本格運用開始※※（機構から地方自治体等への照会）
	元.10/30	本格運用開始※※（地方自治体等から機構への照会）

※ 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。

添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。

※※ 順次本格運用に移行する。

①日本年金機構等から地方公共団体等へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	情報連携で取得する情報	省略可能となる書類	本格運用移行時期
各種年金の裁定請求	住民票情報・所得情報・雇用保険情報・労災保険情報 等	住民票の写し 所得証明書 雇用保険被保険者証 等	令和元年7月1日～
年金受給者の各種届出の審査（年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届など）	住民票情報・所得情報・雇用保険情報・労災保険情報 等	住民票の写し 所得証明書 等	令和元年7月1日～
障害基礎年金（20歳前の傷病によるもの）受給者の所得確認	所得情報	所得状況届	令和元年7月1日～
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請	住民票情報・所得情報・雇用保険情報	住民票の写し 所得証明書 離職証明書 等	令和元年10月30日～
国民年金保険料の学生納付特例の申請	所得情報・雇用保険情報	所得証明書 離職証明書 等	令和元年10月30日～

※ 雇用保険情報については、試行運用の結果を踏まえ、令和元年10月時点では試行運用を継続するものとし、引き続き雇用保険被保険者証等の添付を求めることとしています。このほか、情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

②地方公共団体等から日本年金機構等へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	申請先	省略可能となる年金関係の書類
児童扶養手当の申請※ (児童扶養手当法)	市町村	年金額改定通知書 年金証書 等
生活保護の申請※ (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
障害者・児に対する医療費助成の申請※ (障害者総合支援法)	市町村	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
精神障害者保健福祉手帳の交付申請※ (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	市町村	年金証書 等
児童手当の申請※※ (児童手当法)	市町村	年金加入証明書
奨学金の申請※※ (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	年金額改定通知書 年金振込通知書 等

※ 令和元年10月30日から本格運用開始

※※ 試行運用継続中の手続

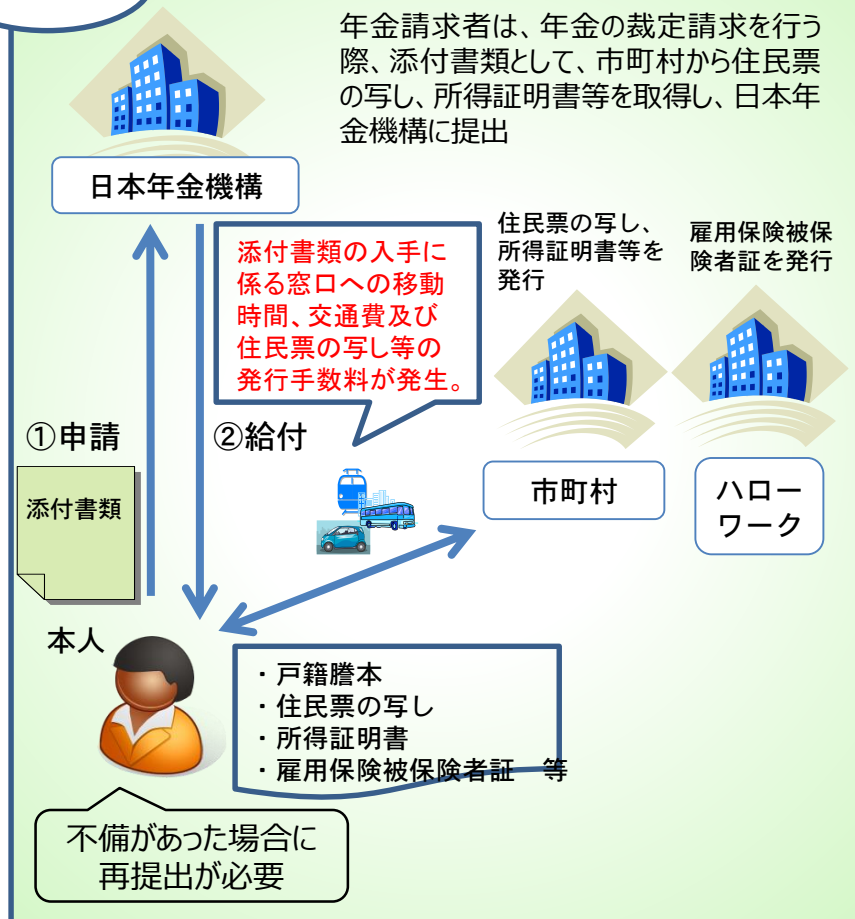
※※※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

年金の裁定請求時の添付書類省略

【これまでの手続き】

年金の裁定請求手続においては添付書類（戸籍謄本、住民票の写し、所得証明書等）が必要。不備があれば再提出が必要。

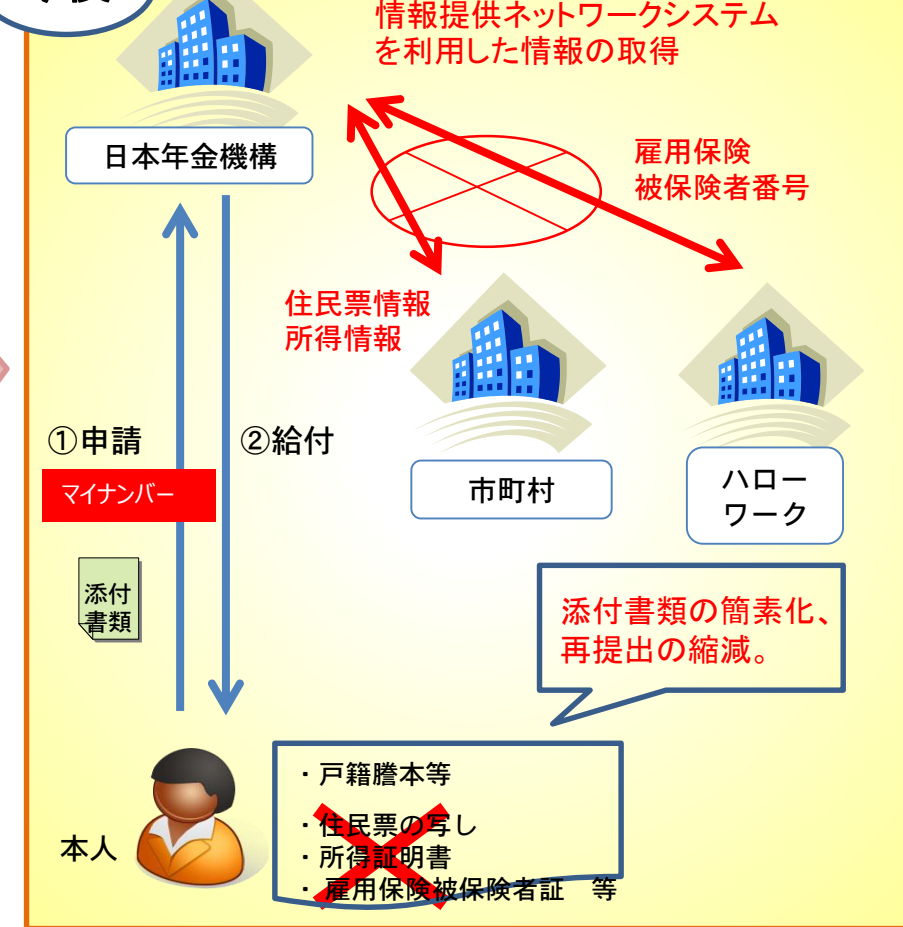
これまで



【番号制度導入後の手続き】

情報提供ネットワークシステムを活用することで、住民票の写し及び所得証明書等の添付省略が可能になる。

今後



※ 雇用保険情報については、試行運用の結果を踏まえ、令和元年10月時点では試行運用を継続するものとし、引き続き雇用保険被保険者証等の添付を求めることとしています。

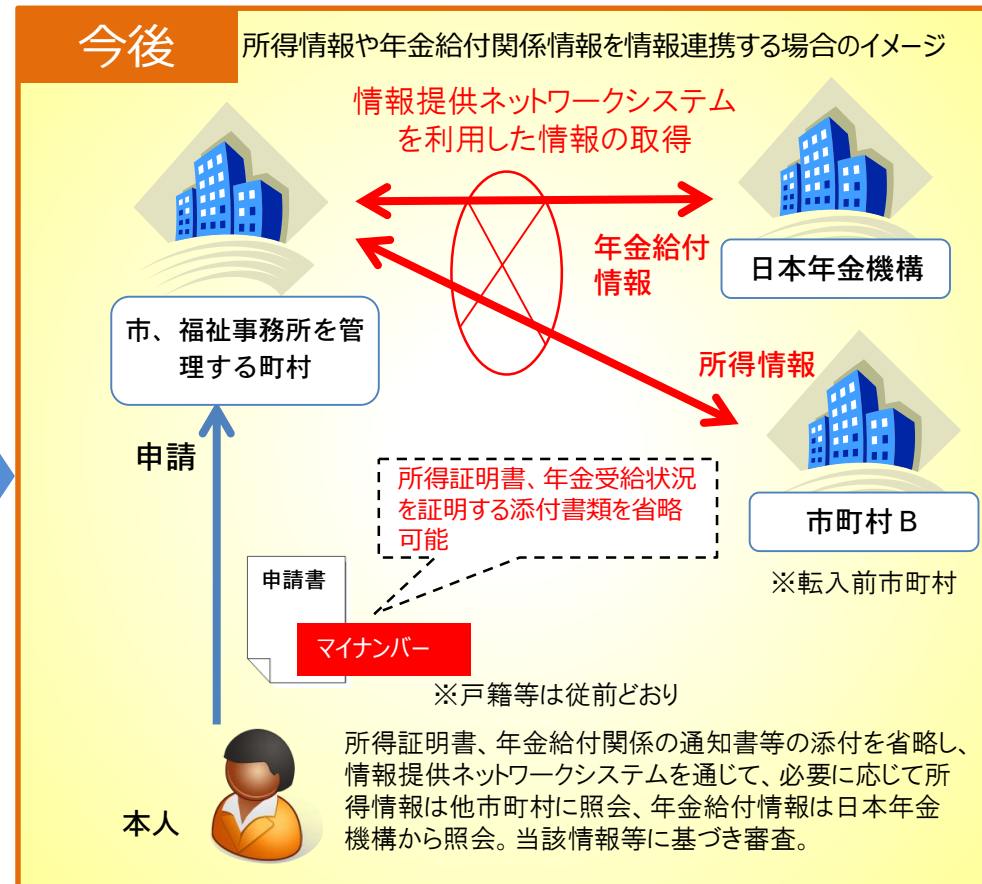
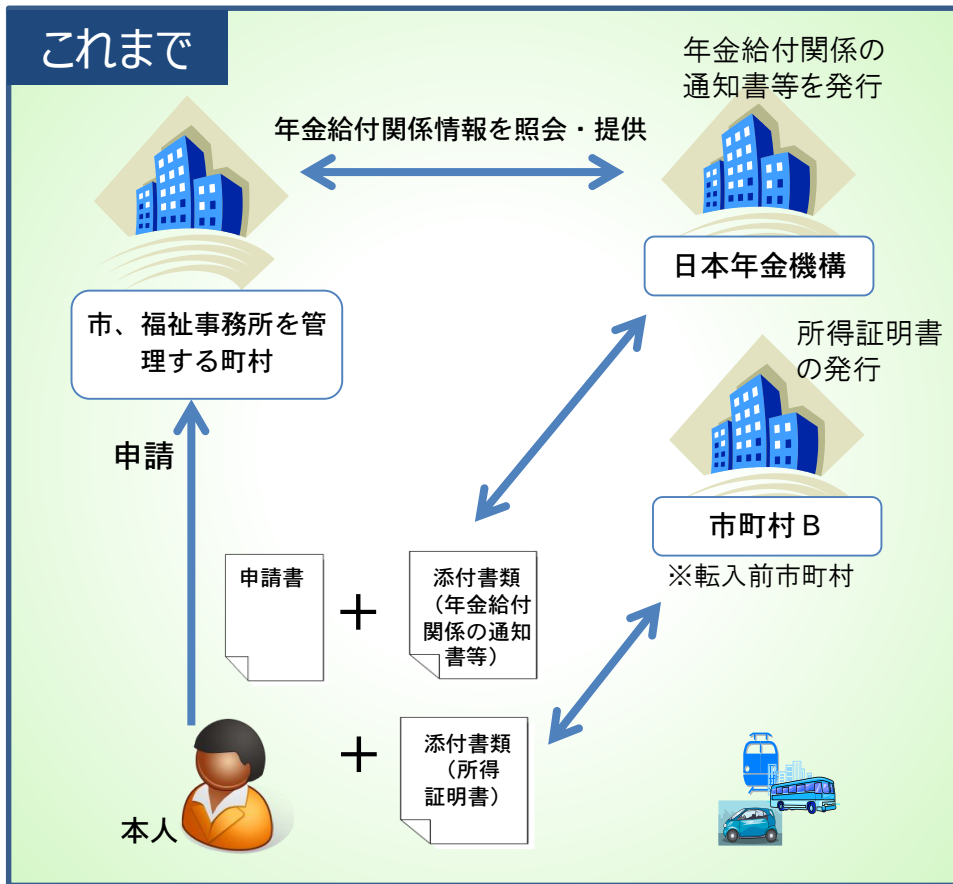
※※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

児童扶養手当の支給申請時の添付書類省略

■情報連携の概要

児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、申請時に取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報（市町村から）、年金給付関係情報（日本年金機構から）等を取得する。

●市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合



※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
I 制度部門(P2～29)				
1. 年金制度の概況(P3～6)	総務課	企画係	佐藤	3316
2. 年金制度改正について(P7～29)	総務課	企画係	佐藤	3316
II 事業部門(P30～65)				
1. 国民年金保険料の収納対策について(P31～33)	事業管理課	収納対策・ 交付金係	内海	3661
2. 国内居住要件導入に係る事務の変更について(P34～36)	事業管理課	国民年金管理係	内海	3661
3. 年金生活者支援給付金について(P37～43)	事業管理課	年金生活者支援給 付金係	藤原	3674
4. 国民年金事務費交付金について(P44～50)	事業管理課	収納対策・ 交付金係	内海	3661
5. 公的年金の離婚分割の周知について(P51～53)	事業管理課	年金給付係	浅岡	3655
6. 年金受給者の居所登録について(P54～57)	事業管理課	年金給付係	浅岡	3655
7. 20歳の職権適用に係る事務の変更について(P58～59)	事業管理課	国民年金管理係	内海	3661
8. 公的年金分野でのマイナンバー利用について(P60～65)	事業企画課	企画係	武田	3589